平成29年6月6日から 平成29年6月7日まで

標 茶 町 議 会 第 2 回定例会会議録

於標茶町役場議場

平成29年標茶町議会第2回定例会会議録目次

第 1 号(6月6日)
開会の宣告3
開議の宣告
会議録署名議員の指名
会期決定
行政報告及び諸般報告3
広報調査特別委員会調査事項報告7
一般質問8
深 見 迪 君8
渡邊定之 君23
黒 沼 俊 幸 君28
櫻 井 一 隆 君33
鈴 木 裕 美 君43
報告第 3号 専決処分した事件の承認について ······45
報告第 4号 繰越明許費繰越計算書の調製について
延会の宣告
第 2 号(6月7日)
第 2 号(6月7日)開議の宣告58
開議の宣告58議案第25号 車両の取得について58議案第26号 車両の取得について60
開議の宣告58議案第25号車両の取得について58
開議の宣告58議案第25号 車両の取得について58議案第26号 車両の取得について60
開議の宣告58議案第25号 車両の取得について58議案第26号 車両の取得について60議案第27号 車両の取得について62
開議の宣告58議案第25号 車両の取得について58議案第26号 車両の取得について60議案第27号 車両の取得について62議案第28号 工事請負契約の締結について64
開議の宣告58議案第25号 車両の取得について58議案第26号 車両の取得について60議案第27号 車両の取得について62議案第28号 工事請負契約の締結について64議案第29号 工事請負契約の締結について65
開議の宣告58議案第25号 車両の取得について58議案第26号 車両の取得について60議案第27号 車両の取得について62議案第28号 工事請負契約の締結について64議案第29号 工事請負契約の締結について65議案第30号 工事請負契約の締結について67
開議の宣告 58 議案第25号 車両の取得について 58 議案第26号 車両の取得について 60 議案第27号 車両の取得について 62 議案第28号 工事請負契約の締結について 64 議案第29号 工事請負契約の締結について 65 議案第30号 工事請負契約の締結について 67 議案第31号 工事請負契約の締結について 67
開議の宣告 58 議案第 2 5 号 車両の取得について 58 議案第 2 6 号 車両の取得について 60 議案第 2 7 号 車両の取得について 62 議案第 2 8 号 工事請負契約の締結について 64 議案第 3 0 号 工事請負契約の締結について 65 議案第 3 1 号 工事請負契約の締結について 67 議案第 3 2 号 工事請負契約の締結について 69
開議の宣告 58 議案第25号 車両の取得について 58 議案第26号 車両の取得について 60 議案第27号 車両の取得について 62 議案第28号 工事請負契約の締結について 64 議案第30号 工事請負契約の締結について 65 議案第31号 工事請負契約の締結について 67 議案第32号 工事請負契約の締結について 67 議案第33号 如路北部消防事務組合規約の変更について 70
開議の宣告 58 議案第25号 車両の取得について 60 議案第27号 車両の取得について 62 議案第28号 工事請負契約の締結について 64 議案第30号 工事請負契約の締結について 65 議案第31号 工事請負契約の締結について 67 議案第32号 工事請負契約の締結について 67 議案第33号 加路北部消防事務組合規約の変更について 70 議案第34号 標茶町食材供給施設条例を廃止する条例の制定について 71
開議の宣告 58 議案第25号 車両の取得について 60 議案第27号 車両の取得について 62 議案第28号 工事請負契約の締結について 64 議案第30号 工事請負契約の締結について 65 議案第31号 工事請負契約の締結について 67 議案第32号 工事請負契約の締結について 67 議案第33号 釧路北部消防事務組合規約の変更について 70 議案第34号 標茶町食材供給施設条例を廃止する条例の制定について 71 議案第35号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改

るための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に	. 関
する条例の一部を改正する条例の制定について	80
議案第38号 平成29年度標茶町一般会計補正予算	82
議案第39号 平成29年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	82
議案第40号 平成29年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算	82
議案第41号 農業委員会委員の任命について	87
議案第42号 農業委員会委員の任命について	87
議案第43号 農業委員会委員の任命について	87
議案第44号 農業委員会委員の任命について	87
議案第45号 農業委員会委員の任命について	87
議案第46号 農業委員会委員の任命について	87
議案第47号 農業委員会委員の任命について	87
議案第48号 農業委員会委員の任命について	87
議案第49号 農業委員会委員の任命について	87
議案第50号 農業委員会委員の任命について	87
議案第51号 農業委員会委員の任命について	87
議案第52号 農業委員会委員の任命について	87
議案第53号 農業委員会委員の任命について	87
議案第54号 農業委員会委員の任命について	87
議案第55号 農業委員会委員の任命について	87
議案第56号 農業委員会委員の任命について	87
議員提案第 1号 標茶町議会広報調査特別委員会の設置について	89
意見書案第 8号 オスプレイ飛行訓練の中止等を求める意見書	91
意見書案第 9号 核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力するよ	
求める意見書	91
意見書案第10号 学校給食の無料化を求める意見書	92
意見書案第11号 「共謀罪」(テロ等準備罪)の廃案を求める意見書	93
閉会中継続調査の申し出について(総務経済委員会)	94
	94
	94
	94
	95
	95
	95
議案第40号 平成29年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算	95

	(議案第38号•議案第39号•議案第40号審査特別委員会報告)	95
閉議の宣告		96
閉会の宣告		96

平成29年標茶町議会第2回定例会会議録

○議事日程(第1号)

平成29年 6月 6日 (火曜日) 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 広報調査特別委員会調査事項報告
- 第 5 一般質問
- 第 6 報告第 3号 専決処分した事件の承認について
- 第 7 報告第 4号 繰越明許費繰越計算書の調製について

○出席議員(13名)

	1番	櫻	井	_	隆	君	2番	後	藤		勲	君
	3番	熊	谷	善	行	君	4番	深	見		迪	君
	5番	黒	沼	俊	幸	君	6番	松	下	哲	也	君
	7番	Ш	村	多美	美男	君	8番	渡	邊	定	之	君
	9番	鈴	木	裕	美	君	10番	平	Ш	昌	昭	君
1	1番	本	多	耕	平	君	12番	菊	地	誠	道	君
1	3番	舘	田	賢	治	君						

○欠席議員(0名)

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町			長	池	田	裕	_	君
副	田	Ţ	長	森	Щ		豊	君
総	務	課	長	牛	崎	康	人	君
企画	可財	政 課	長	髙	橋	則	義	君
税	務	課	長	武	Щ	正	浩	君
管	理	課	長	相	原	_	久	君
農	林	課	長	村	Щ	裕	次	君
農	林 誤	果 参	事	柴		洋	志	君
住	民	課	長	松	本		修	君
保候	丰福	祉 課	長	伊	藤	順	司	君
建	設	課	長	狩	野	克	則	君

事業推進室長 常陸勝敏君 細川充洋君 水 道 課 長 育成牧場長 類 瀬 光 信 君 病院事務長 山澤 正宏 君 やすらぎ園長 中村義人君 農委事務局長 相撲浩信君 教 育 長 島田哲男君 教育管理課長 穂 刈 武 人 君 指 導 室 長 蠣 崎 浩 一君 社会教育課長 伊藤正明君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長佐藤弘幸君議事係長小野寺一信君

(議長 舘田賢治君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長(舘田賢治君) ただいまから、平成29年標茶町議会第2回定例会を開会いたします。 ただいまの出席議員13名、欠席なしであります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

○議長(舘田賢治君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(舘田賢治君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

9番・鈴木君、 10番・平川君、 11番・本多君、

を指名いたします。

◎会期決定

○議長(舘田賢治君) 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月8日までの3日間といたしたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、6月8日までの3日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長(舘田賢治君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、行政報告を求めます。

これにご異議ございませんか。

町長・池田君。

○町長(池田裕二君)(登壇) さきの臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過 につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じま す。なお、次の4点について補足をいたします。

1点目は、森と川の月間事業についてであります。

例年開催されております「森と川の月間」関連事業が全て終了しましたので、結果について ご報告申し上げます。 森と川の月間事業は、標茶町自治会連合会をはじめとする7つの団体による連絡協議会を設置し、「人と自然が共生する環境」を目指して関連事業を実施するものであります。

今年度も植樹や清掃など7本の事業に企業や団体からの協賛もいただき、延べ1,400名を超える方々の参加協力をいただきました。

事業の内容につきましては、第24回シマフクロウの森づくり百年事業植樹、第23回豊かな緑と魚のリバーサイド植樹、第16回虹別萩野魚付保安林再生事業植樹、厚岸町民の森植樹の4事業で、約7,000本の植樹が行われ、本町・虹別で開催された第16回摩周・水・環境フォーラムでは、「自伐型林業とは」と「北方四島での共同経済活動と環境保全」をテーマとした、講演が行われ、環境と調和した産業づくりと環境保全の大切さを学んだ1日となりました。

また、清掃活動といたしましては、自然の番人宣言の統一行動として第17回町内クリーン作 戦、釧路湿原クリーンデー、西別川清掃の各事業が行われ、約1,550キロのゴミが回収されま した。

これらの活動やその報道などを通じ、「自然と産業と人が共存する社会を形成する」という 趣旨の浸透が図られたところでありますし、今後におきましても、この「森と川の月間」活動 の充実とより多くの方の参加に努めてまいりたいと存じます。

2点目は、後期高齢者医療保険料の算定誤りについてであります。

後期高齢者医療保険料のシステムによる算定に誤りがありましたので、ご報告いたします。

後期高齢者医療制度の保険料につきましては、平成20年の制度発足以来、厚生労働省から提供された全国統一仕様の電算システムを用いて北海道後期高齢者医療広域連合が算出しておりますが、昨年末、青色申告をされており、青色事業専従者給与を支払っている一部の方に、誤った保険料が算出されていることが判明し、平成28年12月27日に厚生労働省から公表されました。

後期高齢者医療広域連合と町で、厚生労働省からの軽減判定所得誤りの抽出ツールにより確認 し、本町においては、1名の方が過少徴収、10名の方が過大徴収であったことが判明し、4月28 日確定したものであります。

金額については、追徴で1名の方が2万7,000円、還付は10名合計で22万8,600円となっております。

該当する方には、国並びに後期高齢者広域連合からの文書の送付と訪問により経過説明及び謝意を伝え、追徴の方には納付をお願いし、還付の方につきましてもご理解をいただいたところであります。

今事案は、厚生労働省の電算処理システムの設定に誤りがあったことによるものですが、システム改修の時期は平成31年4月に予定されており、それまでの間、保険料賦課については国が配布する抽出ツールを用い、後期高齢者広域連合とも連携しながら、正しい保険料を算出・賦課してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目は、標茶市街地の上水道管破断事故の対応についてであります。

上水道平和地区内において、水道本管が破断し、広範囲にわたり断水が発生しましたので、

その内容及び対応について、ご報告いたします。

5月29日、0時01分に、水道管理棟の遠方監視装置より、「異常水量の警報」を受け、直ちに、職員及び水道業者により、漏水箇所の特定のため、釧路川左岸地区(駅側)のバルブ操作により、2時15分に平和地区の歩道下の水道管150ミリの亀裂による漏水箇所の発見をいたしました。

対応といたしまして、復旧作業とともに、広報車2台による住民への周知、消防のポンプ車2台による臨時給水所2箇所の設置、個人宅給水タンク6件への給水を行ったところであります。

6時00分に、水道本管の修理が終了し、排泥作業後の7時に通水により、完了をいたしました。さらに、広報車にて「修理完了と空気混入により一時的な白濁現象が発生する」旨の説明を行い終結いたしました。

このたびの断水については、地域住民の皆様には生活に支障をきたし、心からお詫び申し上 げるともに安心・安全・安定的な水の供給に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたしま す。

4点目は、町立病院の診療体制についてであります。

平成29年度の産婦人科診療体制について、本年3月開催の第1回定例会では、調整中である とのご報告をいたしておりましたが、このたび診療体制が決まりましたので、ご報告いたしま す。

札幌医科大学附属病院産婦人科学講座医局のご配慮により、引き続き、町立中標津病院から派遣をしていただけることになりました。

派遣回数は、町立中標津病院に勤務する産婦人科医師が本年4月より、1名減となり3名体制になったため、前年度週2回でありましたが、本年度は週1回となり、月曜日の午後に医師を派遣していただけることになりました。

産婦人科医師の減少により、大変厳しい状況になったにもかかわらず、深いご理解とご協力をいただきました町立中標津病院、並びに札医大産婦人科学講座医局のご配慮に心より感謝申し上げる次第です。

内科医師の勤務負担軽減を図るための当直医師につきましては、引き続き、厚真町の「医療 法人・あつまクリニック」より月1回、日曜日の夕方から翌朝までの宿直医師を派遣していた だけることになり、また、本年4月から網走市の「医療法人・こが病院」に勤務する整形外科 医師が月2回、水曜日の宿直業務をしていただけることになりました。

今後とも町民皆様の生命と健康を守り、住み慣れた地域で安心して生活することができるよう努めていくとともに、信頼される医療を提供してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長(舘田賢治君) 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・島田君。

○教育長(島田哲男君)(登壇) 平成29年第2回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細に報告いたしておりますが、以下3点について補足し、ご報告申し上げます。

初めに、平成28年度町内各中学校卒業生の進路状況および平成29年度各学校の現況について、 ご説明いたします。

今年3月に町内中学校を卒業した生徒の進路状況でありますが、卒業生は総勢73名で、全員が進学したところであります。

進学先の内訳は、標茶高校へ48名、釧路管内公立高校へ19名、私立高校などへ6名となって おります。

次に、平成29年5月1日現在の幼稚園・学校の状況でありますが、入園・入学者数につきましては、幼稚園は、4歳児10名の入園者で、昨年と比べて7名の減。小学校は、65名の入学者で、9名の減となりました。中学校は、75名の入学者で、11名の増であります。標茶高校は、78名の入学者で、6名の減となりました。

在籍状況につきましては、幼稚園は、25名在籍し、昨年と比べ14名の減。小学校は、404名在籍し、8名の減。中学校は、218名在籍し、3名の増であります。町内小中学校の在籍総数は、622名で昨年と比べ5名の減となりました。標茶高校は、223名在籍し、昨年と比べ7名の増であります。

学級数につきましては、小学校が38学級で1学級の減、中学校は19学級で3学級の増であります。そのうち、特別支援学級につきましては、小学校が12学級で、在籍児童数31名、中学校は6学級で、在籍生徒数17名であります。

次に、教職員数でありますが、小学校は68名で昨年と比べ1名の減。中学校は50名で、9名の増であります。全体では8名の増となりました。

また、今年度も、教員定数加配として、通級指導等で標茶小学校へ1名、標茶中学校へ1名、 指導方法工夫改善で標茶小学校へ2名、標茶中学校へ2名、情緒学級加配で標茶小学校へ1名、 標茶中学校へ1名、中1ギャップ問題未然防止事業加配で標茶中学校へ1名、あわせて9名の 特別配置をいただいております。

なお、町として特別支援教育支援員を標茶小学校に5名、標茶中学校に2名配置をいたしま した。

2点目は、児童生徒が各種大会等において、大きな成果を収めましたので、ご報告いたします。

初めに、4月23日に北見市で開催された「第39回北見練心会杯全道少年少女柔道大会」に、標茶柔道スポーツ少年団の矢島優芽さん(標茶小学校4年)が出場し、小学生中学年(3・4年)女子の部で見事優勝しました。

5月13日に、苫小牧市で開催された「第37回北海道少年少女空手道練成大会」に、標茶空手

スポーツ少年団の渡邊勝真くん(標茶小学校4年)が出場し、「4年男子形の部」で第3位の 成績を収めました。

今後もさらなる活躍を期待するものであります。

3点目は、標茶町立図書館への図書の寄贈であります。

標茶町ライオンズクラブから児童図書20冊 (5万円相当)の寄贈をいただきました。昭和50年から毎年子どもたちの読書推進を願い、今年で累計2,247冊 (総額295万円相当)となりました。

心から感謝の意を表するものであります。

以上で、今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

○議長(舘田賢治君) ただ今の、口頭による行政報告に対して簡易な質疑を認めます。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) なければ、次に議長から諸般報告を行います。諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。休憩いたします。

休憩 午前10時15分 再開 午前10時16分

- ○議長(舘田賢治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
 - ◎広報調査特別委員会調査事項報告
- ○議長(舘田賢治君) 日程第4。広報調査特別委員会調査事項報告を行います。

本件に関し会議規則第75条の規定により、調査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

広報調査特別委員会委員長・深見君。

○広報調査特別委員会委員長(深見 迪君)(登壇) 広報調査特別委員会の報告を行います。

2年間にわたって、広報調査特別委員会を開催して、その内容について所管の事務調査を下 記のとおり終了したので標茶町議会会議規則第75条の規定により報告いたします。

1. 調査事件 議会広報発行に関する事項調査

調査にさきだってですね、2年前なんですが、全道の議員研修会に参加してまいりました。 その内容については、2枚目の裏に大ざっぱに書いてありますので、これはこれをお読みいた だいて、私のほうからの報告は省略したいなというふうに思います。 広報調査特別委員会では、99号から106号まで8回の議会だよりを発行いたしました。その 内容についてはここに記述してありますので、お目通し願いたいというふうに思います。

委員会の所見ですが、議事公開の原則に基づき、議会がその運営や活動の実態をわかりやす く住民に知らせていくという義務の一端を果たすよう努力した。

編集では、レイアウトや見出し、写真などで工夫し見やすい紙面づくりや、用語の使い方、 住民目線での広報づくりを心がけた。

総括質疑の原稿が質疑の項目と答弁の骨子だけになっているが、以前のように質疑、答弁と も、原稿用紙1枚以内で内容を書き、住民によりわかりやすい紙面への改善を図るべきと考え る。

最後ですが、今まで「議会だより」編集発行のための広報調査特別委員会の設置をしてきましたが、「議会だより」の継続性、重要性、編集作業の質と量を考慮すれば常任委員会にすることが望ましいと考えました。全道の議会広報研修会でも「特別委員会というのは永続性のあるものではなく調査が終了すれば終わるものであり、その点から常任委員会化が望ましい」との指摘もありました。標茶町議会広報も常任委員会制度にし、町民に対する広報活動をより向上させるべきと考えます。

以上、委員会の所見で広報調査特別委員会の報告を終わりたいと思います。

○議長(舘田賢治君) これより、委員長報告に対する質疑を行います。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 質疑はないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、広報調査特別委員会、議会広報に関する事項調査を報告済といたします。

◎一般質問

○議長(舘田賢治君) 日程第5。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

4番・深見君。

○4番(深見 迪君)(発言席) それでは、通告に基づき、早速質問させていただきたいというふうに思います。

初めに、北海道の保育料制度独自拡充を機に保育料のさらなる軽減を求めるという内容であります。

国は、平成28年度、昨年度に、保育料について「上の子の在園という条件を撤廃し、年収360万円以下に限り第3子の無料化」を実施しました。これを背景にし、また、多くの保護者や保育士の署名活動、要請運動が実り、北海道は平成29年度から、条件つきではありますけれども、保育料の第2子の無料化を実施することになりました。

本町も、北海道の制度拡充に合わせて、本年度からの保育料軽減の実施を行いました。このことは、町が実施した本町の子ども・子育て支援制度のアンケートで、多くの方から「保育料が高い、もっと安くしてほしい」との回答が寄せられていたことから、歓迎すべきことであります。ただ、この軽減措置は、年収640万円以下という所得制限や3歳未満児という年齢制限があり、3歳児クラスになった時点で対象外になるという点では十分とは言えません。本町は、北海道でも保育政策や保育料の軽減で常に先進的な施策を行ってきたと考えています。極めて不十分ではあると考えますが、それでも国や北海道の保育料についての今回の前向きな施策を背景に、本町としてはさらに働く親の支援と子育てを地域社会全体で支援する環境づくりのために、次の3点について町長の所見を伺います。

第1は、子供は地域の宝です。子育てを地域社会全体で支えるという視点で、保育料の軽減 については所得制限の撤廃をするべきと考えますが、いかがでしょうか。

同じく、保育料の軽減について、3歳児未満に限るという年齢制限をなくするべきと考えますが、いかがですか。

3点目、保育料負担金、つまり保育料による収入ですね、これは本年度の予算で、一時保育、延長保育を除けば、全体でも4,600万円ほどだというふうに見ていますが、将来的に保育料の無料化を視野に入れ、当面第1子の保育料を半額にすべきと考えますが、いかがでしょうか。以上。

- ○議長(舘田賢治君) 町長・池田君。
- ○町長(池田裕二君)(登壇) 4番、深見議員の北海道の保育料制度独自拡充を機に保育料のさらなる軽減をのお尋ねにお答えをいたします。

国におきましては、平成27年度から本格的に施行されました子ども・子育で支援制度におきまして、多子世帯やひとり親世帯などに対する保育料の軽減措置が行われることとなりました。これに基づき北海道では、国が定める利用者負担の上限額基準のうち、平成29年度において幼児教育の段階的無償化を推進すべく、平成29年4月1日から多子世帯の保育料負担軽減事業を実施しております。この事業につきましては、多子世帯の経済的負担を軽減するため、第2子以降の3歳未満児の児童にかかわる保育料を無償化することとしており、所得条件や第2子とカウントするカウント方法など、国の制度に比べ基準を拡大して実施されるものであります。

本町では、北海道が創設した多子世帯の保育料負担軽減支援事業の補助金を活用し、本年4月1日から第2子以降の3歳未満児の保育料を無償としているところであります。このことにより、国の制度に基づく保育料無償化の児童は22名、このうち6名の児童が北海道の事業の該当となっております。

1つ目の所得制限の撤廃と、2つ目の年齢制限をなくするべきとのお尋ねでございますが、 このたびの対応につきましては、国の基準が年収約360万円未満相当としているところを640万 円相当までと拡大していること、第2子をカウントする場合において、国では小学生以上はカ ウントしないところを小学生以上もカウントしていることなど、従前と比べて大きな前進と捉 えており、現段階では北海道の補助事業を活用しながら取り組んでまいりたいと考えておりますが、同時に国や北海道の制度拡充にも期待するところであります。

3つ目の当面第1子の保育料を半額にということでございますが、子育て支援策をどのように進めるのかという視点の中で、負担の軽減もその一つと考えますが、現段階におきましては、国や北海道による子育て支援施策に注視しながら、負担のあり方を含めて検討してまいりたいと考えております。

なお、子育て世帯への支援及び子育てを地域社会で支援する環境づくりにつきましては、議員と思いを同じくするところであり、全世帯において経済的な負担軽減が図れるよう、従前から実施していました子育で応援チケット事業に加え、平成27年度からは子育で応援給付金事業と子育て支援医療費等還元事業を実施しているところであります。現在、子育で応援給付金の支給事務にあわせアンケート調査を実施することとしており、本調査の分析結果を参考にしながら、本町にとってよりよい支援策の検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

- ○議長(舘田賢治君) この際、再質問があれば許します。 深見君。
- ○4番(深見 迪君) おおむねといいますか、道の今回の改正、これは大きく前進したという評価のもとに、それに基づいて標茶町もそれと同等の実施を行っていくと。それによると、 6名の方が北海道のそういう新しい制度に該当するというお話でありました。

全道的にも、今回の国と道の改定によって、それよりもうちょっと前進した内容に動いている自治体が結構多いのですね。標茶町も振り返ってみれば、そういう意味では保育政策では、 国や道よりも先を行っているといいますか、そういうような状態で頑張ってきたのではないかというふうに思うのです。

そういう意味では、国や道がこういう前進面を示したということは、大きく町としてもさらにこの保育料の軽減について前向きな姿勢に立てるのではないかというふうに思うのですけれども、その点、先ほど、そのほかの子育ての応援の施策も行っているという話も言いましたけれども、保育料に限っては、町みずからとったアンケートでは、ぜひ保育料を安くしてほしいというアンケートの回答が圧倒的に多かったこともありますので、その点で町長の、国、道の改定に伴って町もやっぱりその先を行く施策を講じるべきではないかという、最後の質問になりますけれども、もう一度ご回答をお願いしたいと思います。

それから、検討を行うということを最後に言いましたけれども、それは保育料に限ってのことではないですね。というふうに感じたのですが、その点についてもちょっとご回答をお願いします。

- ○議長(舘田賢治君) 町長・池田君。
- ○町長(池田裕二君) お答えをしたいと思います。

これまで何度かお答えをしていると思いますけれども、やはり私どもが考えなければならな

いのは子育て全体への応援ではないのかなと。確かにアンケート調査等で保育料がという、それは実際、私どもとしても理解をしておりますけれども、それだけが子育ての応援ではないというぐあいに考えているということは、私、これまでも申し上げてきたと思います。

それと、こういった国の制度にかかわるものについては、町村ではなくて、やはり国が方向性を示すべきであろうと思っておりますし、実際に現在、国においては、幼児教育の無償化ということが非常に盛んに議論されているというふうに新聞報道でされておりまして、ただ、先日示されました骨太の方針の中でも、人材投資の柱である幼児教育の無償化には、0~5歳児で完全実施すると年1.2兆円程度が必要と。この財源の確保をどうするのかという、そういう議論が現在国会においてされているというぐあいに考えておりまして、私としては、やはり国がこういった方向性を決めるべきものであろうと思いますし、もし国のほうでそういった時間がかかるのであれば、町として何ができるかということで、これまで可能な限りの支援策というものを町としてご提案を申し上げ、ご理解をいただいて実施したいということに理解しておりますので、これからの方針についてもそういった考え方で進めてまいりたいと思っておりますし、国のほうの動きというものを注視して、できればこういったものが実現されることに期待をしております。

- ○議長(舘田賢治君) 深見君。
- ○4番(深見 迪君) 済みません。さっき、これで最後と言いましたけれども、もう一言。 1つは、先ほど北海道事業の該当は6人と言いましたか。僕は6世帯7人というふうに聞い ていたのですが、それが1つ。

それからもう一つ、今、町長が子育て全体の応援に言及いたしました。それは私も同じ考えで、同時に国がもっと力を入れて考えるべきだということについても同じ意見でありますが、しかし、この保育料というのは、単純に子育ての問題だけではなくて、家計についての大きな負担になっているのですね。そのことが、6人に1人と言われる子供もの貧困、これにも大きくかぶさってきているということなので、子育て全体の応援ということだけではなくて、家計の問題や子供の貧困問題にまで影響を及ぼすということなので、その点について、最後に見解を伺いたいなというふうに思います。

- ○議長(舘田賢治君) 町長・池田君。
- ○町長(池田裕二君) お答えをいたします。

数字については、今ちょっと担当課のほうで精査をしてお答えをしたいと思います。

私、今、子供もの貧困というお話をされましたけれども、これも全てやっぱり子育てを世の中としてどう応援していくかということが一番大事ではないのかなと思っておりまして、結果として、こういった貧困が出ている、だからそのことがやっぱり骨太の方針の中でも、人材への投資というのが経済社会の生産性の向上の鍵となるという、こういった方針が出されておるわけで、当然、子育て支援という中には子供もの貧困という問題もあるでしょうし、それを背景としている、いわゆる基本的なワーク・ライフ・バランスという問題、これも非常に大きい

のではないかと私は思っておりますけれども、その中の一つとして保育料というのがあるのではないかというぐあいに考えておりますので、だから、そういった意味で、保育料については 国の考え方を尊重しながらこれまでもやってきたと。

それで、町としてプラスできるものが何かということ、それは先ほど言いました子育て支援であるとか、子供の貧困とか、そういった全ての問題も含めて幅広く考えていくことが必要ではないのかなと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

(「検討の内容は」の声あり)

- ○議長(舘田賢治君) 保健福祉課長・伊藤君。
- ○保健福祉課長(伊藤順司君) お答えいたします。

先ほど議員のほうから指摘がございました6世帯7人という話を聞いていたということなのですけれども、先ほど答弁の中で6名とお答えいたしましたのは、平成29年4月1日現在の人数でございまして、基準となる日によって若干変わるものですから、今お答えしましたのは、そういったような事情でございます。

(「検討の内容も最後に聞いたのだけれども」の声あり)

- ○議長(舘田賢治君) 町長・池田君。
- ○町長(池田裕二君) お答えをしたいと思います。

具体的にこういった形を評価するということは、現時点においては明確なものは持ち合わせてはおりませんけれども、今後、いろいろなご議論の中からいろんな形が出てくるのではないか。やはり一番大きいのは、先ほども申し上げましたように、国、道の動向等によって、どういったことが可能か等々、私ども考えていかなければいけないのではないかなと、そのように考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと存じます。

- ○議長(舘田賢治君) 深見君。
- ○4番(深見 迪君) 質問を変えます。

2点目の質問なのですが、小学校及び中学校に「ことばの教室」の開設を望んだ、そういう 内容の質問であります。

「ことばの教室」は、文部科学省の特別支援教育プログラムの一環として行われる言語障害 特別支援学級の通称ですが、特別支援学級の児童生徒の多くは、言語に障害を持っている、い わゆる重複障害の子がいるのが現状です。このような言語指導が必要と思われる人数、状況に ついて、小学校、中学校に分けて伺います。

現在、「ことばの教室」を開設している学校は全道で200クラスと聞いているが、このとおりでしょうか。

国の基準では、言語指導が必要な子が13人以上で1名の教師の加配ができることになっていると聞いていますが、そのとおりでしょうか。

また、北海道では、学校から教育委員会に要請すれば、特別支援学級として設置できると聞いていますが、どうですか。

言語指導が必要な児童生徒については、普通学級、あるいは他の特別支援学級から一定の時間通い、言葉の指導を受けることができる場、「ことばの教室」を設置し、「ことばの通級指導」を受けることができることが必要であると考えますが、いかがでしょうか。

以上です。

- ○議長(舘田賢治君) 教育長・島田君。
- ○教育長(島田哲男君) 4番、深見議員の小学校及び中学校に「ことばの教室」開設をとの お尋ねにお答えをいたします。

初めに、小学校及び中学校で特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、言語指導が必要と思われる人数と状況についてのお尋ねでありますが、現在、町内小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒数は、小学校が3校で31名、中学校が3校で17名、合計48名で、そのうち言語学級に在籍している児童は、小学校2校で5名おりますが、議員ご指摘の重複障害等で言語指導を受けている児童生徒につきましては、小学校で1名おり、指導の状況につきましては、在籍している特別支援学級において、日常的な言葉のやりとりや音を出すことになれること、語彙をふやすことなど、言葉の指導を中心に、その児童の障害の程度や発達段階に応じて指導が行われている状況にあります。

2点目の全道で「ことばの教室」を開設している学校のクラス数についてのお尋ねでありますが、道教委が公表しております平成27年5月1日現在の通級指導教室のクラス数は、全道で322教室となっておりますが、そこに通級している児童生徒につきましては、言語に障害を持つ児童生徒に限らず、LDやADHDなど軽度発達障害の児童生徒も通級し、指導を受けているのが実態であります。

3点目の国の基準で言語指導が必要な子が13人以上で1名の教師が加配できること、また、 学校から教育委員会に要請すれば特別支援学級が設置できるとのお尋ねでありますが、このた び公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律 が本年3月31日に公布され、平成29年4月1日から施行されることとなりましたが、この法改 正は、義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るため、教職員定数の標準の改正を 行ったものであり、具体的な改正内容につきましては、議員ご指摘のとおり、障害に応じた特 別指導、通級による指導が行われている児童または生徒13人につき教員1名を算定する基準を 新設したものでありますが、現時点では法改正の通知のみで実際の運用方法等につきましては 示されておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、特別支援学級の設置につきましては、該当する児童生徒が精神科の医師、教育心理学の専門家、言語治療や知的情緒の専門家など、審査委員となっております釧路管内教育支援委員会の審査判定を受け、その審査結果に基づき保護者と学校関係者との面談を経て、最終的には保護者の意向に沿って特別支援学級の在籍や通級を決めることとしており、保護者が特別支援学級の在籍を希望される場合には、その学校に特別支援学級を設置することとしております。4点目の言語指導が必要な児童生徒につきましては、「ことばの教室」を設置し、「ことばの

通級指導」を受けることが必要であるとのお尋ねでありますが、先ほど申し上げたとおり、言語指導が必要と思われる児童生徒につきましても、まずは特別支援教育の専門家が委員となっております釧路管内教育支援委員会の審査判定を受けていただき、言語学級の在籍が望ましいと判定された児童生徒につきましては、保護者の希望に沿って言語学級を設置することとしておりますし、言語の通級指導が望ましいと判定された児童生徒につきましても、保護者の希望に沿い、言語学級または通級指導教室において通級指導を受けることが可能となっております。また、言語以外の障害で特別支援学級に在籍している児童生徒につきましても、必要に応じて言語の通級指導を受けることが可能でありますし、障害の程度や発達段階に応じて、在籍している特別支援学級において、自立活動の時間を活用し言葉の指導を受けているのが実態でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

- ○議長(舘田賢治君) この際、再質問があれば許します。 深見君。
- ○4番(深見 迪君) 今のご答弁で幾つか疑問が生じた部分が出てきました。それで、全部言ってしまうと混乱するので、わかりやすく1点1点まず聞きたいのですが、1つは、29年の4月1日施行されているのに通知のみで、実際の使用方法については示されていないというのは、これ一体どういうことなのですか。それは9月ごろ、秋ごろに行われる審査委員会のそれを通してということなのでしょうか。
- ○議長(舘田賢治君) 教育長・島田君。
- ○教育長(島田哲男君) 法律の公布と施行の月日が実際にはことしの3月31日と4月1日ということで、実際には通知はその部分の改正条文等が来ておりますけれども、運用については、定数の配置ですので、実際に4月1日ですと、来年の配置計画に係ってくると思っています。

それで、北海道がこれまで独自でそれぞれ加配の部分で一応10人で行っている基準は設けていますけれども、実際には予算の国の配当あるいは経済情勢等を含めて、一定程度の基準の中で運用されておりまして、きっちりとした、10人以上だと全員が配置になるということでもないということが現状であります。その中で、今回の法律改正では13名が一応定数の中に踏み込むというような規定ですので、実際には教職員配置の基準にのっとった形になりますので、来年度にその形が細かな部分で示されるというふうに理解しております。

- ○議長(舘田賢治君) 深見君。
- ○4番(深見 迪君) 最後の定数に踏み込んでしまうので、今年度の適用にはならないとい うのはわかりました。

それで、ただ法律は決めたけれども、予算がついていかない場合もあるということで、実施されるかどうかわからないという不透明な部分もあるのですね、これ。必要性があると国が定めているのに予算が邪魔をしているということなので、非常にこの辺は不満なのですが、具体的に物事がもう少し動き始めてからまた質問したいと思いますが、もう一つ聞きたいことがあるのですが、いわゆる審査委員会ですよね。これ、大体年1回だというふうに僕は思っていた

のですが、いつかの時期でしたかね、この子こういう障害を持っているなと、特別な支援が必要だなと思うことが年度途中に出てくることは当然ありますよね、発見するといいますか。

ということで、審査委員会を経ないでも、今、現場の先生方がこの子はやっぱりこういう障害があるので指導が必要だねと思って、親も承諾した場合には、これ何年か前に道教委に直接聞いてみたのですが、これはもう問題なく、審査を待たないで、すぐ学級開設していいですよと、そういうシステムですよということを特別支援課のトップの方が実際回答してくれたのですよ。

だから、今のシステムで言うと、年に1回の審査委員会をくぐらなかったら、なかなか子供が救われないというのが通例になっているようなのですけれども、もし年度途中でもそういう子供もが発見できた場合、あるいはそういう子が、そういう事態が発生した場合には、直ちにそれに取り組むということが可能だと、これは道教委が可能だと言っているわけですから、これでよろしいですか。

- ○議長(舘田賢治君) 教育委員会管理課長。
- ○教委管理課長(穂刈武人君) お答えしたいと思います。

それで、実際の運用方法なのですけれども、毎年7月に、就学前のお子さんであれば、幼稚園、保育園のほうに実態の調査をいたします。在籍している児童についても、これは同じ時期に、7月までにいわゆる審査委員会の対象児童生徒の調査を行いまして、それで例年9月あるいは10月ぐらいに1回目の専門家による面接審査を行いまして、その後、追加でそういった子が出てきた場合については、追加で年度を越して1月にも審査委員会を設けている例はこれまでもたくさんある状況でありますので、議員ご指摘の年度途中で、当初は7月を目途に対象者を把握するのですが、例えばそれを過ぎた後もそういったお子さんが出てきた場合には対応する、そういうような形ではこれまでも対応してきましたのでご理解いただきたいと思います。

○議長(舘田賢治君) 深見君。

○4番(深見 迪君) そういうことで、親の要望とか現場の先生方の、近くにいる先生方のそういう判断で、年度途中でもそういう必要が生じた場合にはそれが可能になるということで、これは、だけれども一般的には余り知られていないですね。学校のほうも何か、今はどうかわかりませんけれども、ぜひ積極的にそういう子を救ってやってほしいなというふうに思いますが、私、ここでまだお答えいただいていないのは、多分質問の仕方が非常に悪くて的確に質問していないから的を射たお答えをいただけないのかなというふうに思うのですが、通常、言ってみれば、普通学級で軽い障害を持っている子で必要と思われる子は、特別支援学級に通級して1週間のうち何時間か指導を受けることができるというふうになっていますよね。だけれども、障害を持っているお子さんは重複障害を持っている方が結構多いのですね。そうすると、国の法律では、一つの例えば言語について言えば、知的の障害児学級に入っていると。だけれども、言語にも問題があると。言語で特別な指導を受けたいと。すると、知的な特別支援学級にいる子が、通級で言語の特別支援学級に通って特別な指導を受けるということはできるので

しょうか、実際問題として。

- ○議長(舘田賢治君) 教育委員会管理課長·穂刈君。
- ○教委管理課長(穂刈武人君) お答えしたいと思います。

それで、今、議員ご指摘のあったいわゆる重複障害、このお子さんについても、基本的にはこれ適正就学を行うということで、先ほどご議論いたしました管内の教育支援委員会に審査判定を受けていただきまして、主たる障害は知的ですけれども、この子については言語のほうも心配なので、知的のほうは在籍という判定が出るのですけれども、そのほかに言語の通級指導も必要ですという判定が出る場合があります。そういった場合につきましては、議員ご指摘のとおり、知的学級に籍を置きながら、通級指導教室あるいは言語学級のほうに通級をして言語の指導を受ける、そういった指導体制は、これは可能でありますし、現にこれまでもそういった指導を受けているお子さんはいたかというふうに記憶しております。

- ○議長(舘田賢治君) 深見君。
- ○4番(深見 迪君) それで、言語学級が新しくといいますか、言語支援学級があるわけで、 さっき課長、時期的なことを言いましたけれども、これは通年、必要だと思ったらいつでも親 の要望に沿って申し入れて、それをすぐやっていただけるという仕組みになっているのですか。 ○議長(舘田賢治君) 教育委員会管理課長・穂刈君。
- ○教委管理課長(穂刈武人君) お答えします。

この管内の教育支援委員会なのですけれども、本町を含めて釧路管内の釧路町、白糠町、弟子屈町、鶴居村の町村で構成している委員会なのですが、それぞれ各町村、そういった対象者の把握をする時期、そして審査委員の専門の先生に審査を受けて、審査会を行う時期、こういったものをその支援委員会の中である程度年間のスケジュールを決めて、それで動いていますので、例えば4月に入ってすぐにそういった対象者の方がいるので5月に開催をしてくださいとか、そういった形はちょっとなかなか、審査委員の先生方のご都合もあるので、すぐにとはなかなかいかないというのが現状でありまして、先ほど申し上げましたように、年間のスケジュールの中で4月に調査をやって、それ以降1回目の審査会、2回目の審査会、これは追加になりますけれども3回目の審査会ということで判定を受けて、それから、先ほど教育長のほうからもご答弁ありましたけれども、保護者との面談等を通じて次年度に向けて開設あるいは通級、在籍する、そういった事務のスケジュールで行っているのが現状でございます。

○議長(舘田賢治君) 深見君。

○4番(深見 迪君) それ、すごく複雑で、何か今、国会でやっているような感じがしなくもないのだけれども、審査委員の都合もあるかと思うのだけれども、だけれども一番僕らが大事にしなければいけないのは子供の都合ではないのですか。今々の子供の、だって早期ということは、どこでも言っているではないですか、文科省も言っているし、道教委も言っているし、教育委員会だって早期発見、早期に指導を行うことが何よりも大事だと言っているではないですか。

だから、そういう意味では、この審査委員会の都合もあるかもしれないけれども、だけれどもそれを何とか克服して、今この子にとってこれが必要だということがあれば、できるだけスピーディーに現実に合わせて教育委員会も行動を起こすということを切にお願いしたいのですが、いかがですか。

- ○議長(舘田賢治君) 教育長・島田君。
- ○教育長(島田哲男君) お答えをいたします。

特別支援、それぞれ障害の程度等を含めてその子に合った指導方法をいち早く進めるというのはごもっともであり、今なお進めているところであります。なお不足する部分は、それぞれ中で協議しながら進めていることなのですけれども、実際に今、課長が申したとおりのスケジュールで一定程度、事前に保育園あるいは幼稚園の段階から不安なお子さんたちの部分も、福祉サイドを含めて情報を共有する中でいち早くキャッチすることで、より対応をスムーズにしているという現状があります。

その中で、保育園の段階、それから小学校に入ってからのそれぞれ担任の先生の状況を含めて、校内の委員会の中での情報を共有しながら、それぞれ子供に合った体制づくりをしているわけで、きのう、きょう、すぐ判定してくださいという話ではなくて、事前に親御さんと協議をしながら進めているところでありますので、スケジュール的にこれまで行った中で、急にそういった発生がしたということは、私ども知っている部分ではなかなか事実がないものですから、今のスケジュールの中で、より早くスピーディーに親御さんのご理解とお話し合いの中からそれぞれ判定の中でしていただくような手続をしていますので、これでもし必要が、不足する部分が発生することがあれば、なお協議または検討していきたいというふうに考えております。

○議長(舘田賢治君) 深見君。

○4番(深見 迪君) 質問しないと最初に言っておいたのですが、指導室長がせっかく新しくいらっしゃっているので、一言聞きたいのですが、約束を破ることになりますが、障害を持っている子供たちというのは、大人のスケジュールに合わせて発達するのではないのですよ。 日々、その障害の程度というのは変わっていくのですね。だから、その変化に応じて適切な指導を行うということが最もこの障害児教育の中では重視されているということなのですね、それが寄り添いでもあるし。

だから、そういう意味では、これはスケジュールでいくと、新入学のときとか、これから入学するときとか、こういうときとかというのではなくて、障害を持っていても、学校に上がって環境が変われば、どんどん子供たちは変化していくというのが実態だと思うのです。だから、私は、その子供たちの発達や変化に合わせた指導を臨機応変に学校教育は受けとめるべきだと、そういう意味では、スケジュールを重視するのではなくて、その子供の発達、変化に合わせた指導を、そこに重点を置いて行うことが大事だということを言いたいのですけれども、そういう点では、障害を持っている子供たちの変化というのは実際どうですか。

- ○議長(舘田賢治君) 指導室長・蠣崎君。
- ○教委指導室長(蠣崎浩一君) 今のご質問にお答えいたします。

在籍変更等については、制度的な問題がありますので、なかなか正直、課長がおっしゃったようなスケジュールにのっとるしかないのですけれども、各学校においては通常の学級においても特別な支援を要するお子さんが実際にはいます。パーセント的にも標茶町は非常に高いので、そういう子たちにどのように対応するかということで、本町では個別の支援プログラムと指導計画の両方を作成して、その都度都度、子供たちの変化に対応していけるように各学校で特別支援教育委員会などの特別委員会を設置して、校内で体制を整えているところです。これは、現在、特別支援学級がない学校においても設置して、特別委員会として校内支援委員会を持たなければいけないことになっておりますので、必ず全ての学校に位置づけられており、その都度都度、定期的に会合を開いて、子供たちの実態交流を校内でして、校長の判断のもと、個別の支援計画を必要に応じてつくり、指導計画をつくっているところです。もちろん保護者の理解を得ながらやっているところでありますので、在籍は通常学級でも必要に応じて特別な支援を要するというところで校内体制を整えて、各学校努力をしておるところであります。

- ○議長(舘田賢治君) 深見君。
- ○4番(深見 迪君) この点については再質問はしないで、次の質問に移りたいというふう に思います。

最後の質問ですが、国保の問題であります。

国民健康保険事業の広域化に伴い、今まで町が保険者となっていたものが、平成30年度から 北海道が保険者になり、そのことによって、町と町民に課せられた最大の課題は、赤字解消の ため、町が法定外繰り入れをしてきたことを解消することを求められ、その結果、国民健康保 険税の値上げを余儀なくされていることです。北海道が保険者になることにより、本当に法定 外繰り入れはできないのか、その根拠はどこにあるのか等を念頭に、以下の質問をいたします。

本年2月の道議会で、「法定外繰り入れ廃止の補填のための保険料値上げはすべきではない。 法定外繰り入れは市町村の裁量ではないのか」との質問に対して、道は、「法定外繰り入れは 市町村の判断で行われるもの」と答弁しています。「法定外繰り入れ」は、今でも高過ぎる国 保税に対して、町が住民福祉、生活を守るため、やむを得ずとってきた住民の立場に立ったす ぐれた施策であったと思っていますが、国保事業に対する町の法定外繰り入れについての町長 の所見を伺います。

国の国民健康保険法では、国保事業の運営責任者は市町村とされ、財政運営も含めて、市町村が事業主体とされています。これは、今でもこの保険法は変わっていません。北海道が法定外繰り入れの解消に向けた取り組みと言いつつも、法定外繰り入れは「市町村の判断」「禁止できない」と言わざるを得ないのは、この法律があるからであると私は考えますが、この点についての町長の所見を伺います。

国民健康保険事業の広域化により、低所得世帯ほど税が重くのしかかってくるのは明らかで

あり、そのもとで住民と身近に接する本町が今までどおり一般会計からの法定外繰り入れをし、 負担軽減を行い、住民の福祉と暮らしを守るべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上。

- ○議長(舘田賢治君) 町長・池田君。
- ○町長(池田裕二君) 4番、深見議員の国保会計に対する法定外繰り入れの解消を行わず、 国保税の値上げを行わないこととのご質問にお答えをいたします。

初めに、これまで行ってきた法定外繰り入れに対する所見とのお尋ねですが、本町の国保会計に対する法定外繰り入れは、毎年度算定される国民健康保険事業から算出される国保税として、被保険者に負担していただくべき必要額について、保険税負担の抑制を図るため、経済対策として実施してきているものであります。昨年は、特定の業種について所得が大幅に伸びたこともあり、保険税の改正を提案いたしましたが、その他の業種については、ほぼ横ばいとの見方もあって、ご理解をいただけなく、見送ったところであります。

平成30年度から実施される国民健康保険事業の都道府県化により、本町のような一単位市町村から全道の加入者により支え合う仕組みとなり、その保険税負担の公平を求める観点から、決算補填等のための法定外繰り入れについて段階的に解消すべきとの指導のもと行われるものであり、段階的に保険税負担を求めながら、繰入金の解消をしていくものでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、国保事業の運営責任者でありますが、従前は国民健康保険法第3条により「市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うもの」とされておりましたが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)が平成27年5月29日に公布され、この第3条の「市町村及び特別区」が「都道府県は、当該都道府県内の市町村(特別区を含む)とともに」に改められ、また、第4条第2項は、「都道府県は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるように、必要な指導をしなければならない。」から「都道府県は、安定的な財政運営、市町村の国民健康保険事業の効率的な実施の確保その他の都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の健全な運営について中心的な役割を果たすものとする。」に改められ、平成30年4月1日から施行されることとなっており、今現在の保険者は市町村ですが、こういったことから段階的な解消を求めているものと考えております。

その上で、道の運営方針も3年ごとに検証されることから、本町においても医療費の動向や 適正な保険料率の設定、収納率等に関する要因分析を行い、目標年次に計画達成が困難と見込 まれる場合には、道と協議し、実情に応じて市町村の判断で目標年次を設定していくことがで きると解釈しております。

ただし、国民健康保険制度により、国保会計の原則は保険給付を行うために必要な財源のうち、国や道の支出金、町からの法定分の繰入金を除いた額を必要な保険税の総額として算出することとされています。言いかえますと、法定の一般会計の繰入金以外は国保会計に入れない

のが原則とされています。

住民の税金を国保に投入することは、町財政に重い負担をかけること、他の法定外繰り入れのない地域の住民との間で不公平であることから、適正でないと考えており、今回の改革を機に解消、削減に向けた段階的な解消へ取り組むものでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

最後に、低所得世帯に対する考えでございますが、本年3月31日に公布された地方税法及び 航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)により、応能割合50、応益 割合50の各課税方式の標準割合が廃止されましたので、応能割を高め、低所得者、低所得世帯 等への配慮については検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思 います。

なお、住民の福祉と暮らしを守るという観点では、どんな政策が有効かについては、生活総体を注視しつつ対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。 〇議長(舘田賢治君) 4番・深見君。

○4番(深見 迪君) 最初のご答弁で、そういう指導があるので法定外繰り入れは解消していきますと、こう言われてしまうと、こっちのほうとしても言い方がなかなか見つからないのですが、この問題で、道の出先である総合振興局と話し合いを先日持ちました。そのときに、道の振興局、道と言ってもいいのですけれども、制度の安定化を図るために、都道府県が市町村とともに国保の運営を担うことになりましたというふうに言っています。

そして、次が大事なのですけれども、市町村は地域住民と身近な関係にあることから、被保険者の実情を把握した上で、保険料、保険税の賦課、徴収や資格管理、保険給付の決定、保健事業の実施など、地域におけるきめ細やかな事業を行うことになるというふうに回答しているのですよ。依然として、市町村の持つ、国保事業に対する権限は大きいのです。これは道の回答と思って間違いないと思うのですが、そういう意味からいっても、今まで法定外の繰り入れを行ってきたということは、1つには町民の負担の軽減という大きな目的もありました。同時に、いわゆる収入未済金、不納欠損が300万円以上、毎年出ているわけですよね。

だから、そういう意味も含めて、法定外繰り入れやむなしということで、ずっと行ってきたと思うのですよ。その点について言えば、いまだに、今回こういうことになりましたけれども、市町村の判断すべき比重といいますか、都道府県化になったにしても、役割はまだまだあるのだという解釈で間違いないかどうかということと、その上に立って、上からの指導があるから機械的に解消するということではなくて、法定外繰り入れの今までの意味合い、意義を考えた場合に、それを僕はやっぱり持続すべきではないかなというふうに思っているのですが、その点について再度伺いたいというふうに思います。

- ○議長(舘田賢治君) 町長・池田君。
- ○町長(池田裕二君) お答えをしたいと思います。

言葉が適切かどうかというのはちょっと私も自信がないのですけれども、上から言われたか

らということではなくて、私この間ずっと申し上げていましたように、国民健康保険を一つの町村で運営していくのは、やはりこれは非常に困難であると、リスク分散というのが非常にできないということがあって、安定的に運営していくためにはやっぱり広域化というのが必要だということは私申し上げてきました。そういった中で、今般、都道府県が単位になるわけですから、当然規模が大きくなって、今までの方向性、そうすると、その中にやはり参加する人たちには当然それまでの差というのがあるわけです。ただ、みんなでやる以上はみんなで負担するという方向にこれは持っていかないと、この広域というものは、私はやはり運営できないのではないのかな、そのように考えております。

それと、先ほど町としてこれまで法定外繰り入れをやってきたと言いますけれども、それはいわゆる国民健康保険税の受益者以外の方の負担で成り立っていたというのは、これ事実でありますので、そうした場合に、いわゆる先ほどもお答えをいたしましたけれども、そういった実態をやっぱり少しでも解消していくというのも、私は非常に大事なことではないのかなと。当然、市町村の果たす役割というのは、これまでと同じようにといいますか、これまで以上に非常に重要になっておりますし、当然、不納欠損、私どもは税金というのは払ってもらうのが原則だというふうに考えております。払えないということと払わないということは、これは違うと思っておりまして、これは担当者も含めて、やはり今まで税に関して言うと、できるだけ払っていただけるようなということで私どもはやってきたつもりでありますので、やはりこれが一番の基本になろうかと思いますし、私どもの考え方としては、そういった形で安定的に将来のことを考えたときに、今回の都道府県化というものが一つの方向性として私どもとしても賛成をし、それを推進してまいりたいということでございますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

- ○議長(舘田賢治君) 深見君。
- ○4番(深見 迪君) 払わないと払えないというのは、もちろんそのとおりだと思います。 だから、納税をきちっとしてもらうための努力をしてきたわけですよね、町としても。それは 全然否定しません。だけれども、長年にわたって標茶町が法定外繰り入れをあれだけのお金を 入れてきたというのは、不納欠損、未済の問題もありますけれども、国民健康保険、低所得者 が入る、あるいは年金者がこれ以上もう絶対、年々、今減らされていますけれども、これ以上 絶対収入がふえる見込みのない年金者が入る国民健康保険、この人たちの負担の限界がもう喉 元まで来ているので、法定外繰り入れをしてきたのではないですか。なぜ今まで長年にわたって、あれだけの金額の法定外繰り入れをしてきたのか、ちょっとその説明をしてほしいのですけれども。
- ○議長(舘田賢治君) 町長・池田君。
- ○町長(池田裕二君) お答えをしたいと思います。

これ以上払えないということについては、これはいろいろなお考えがありまして、どこまでの数字がどうなのかというのは、私はちょっとお答えはできませんけれども、やはり基本の考

え方として、払える人には払ってもらうというのが今までもあったと。ただし、いろいろな経済状況の中で、やはり本町の基幹産業は酪農でありまして、酪農総体の経済、それに関連した産業等々のいろいろな状況を考えて、昨年、一昨年までは一応経済対策として町民のほかの皆さん方のご理解もいただきながら進めてきたというのがあります。

ところが、ご案内のように、やはり酪農農業の状況というのが実際に以前よりはかなりよくなってきたというのが、これはやはり税の収入動向を見ても見えてきているわけで、そうであれば、やはり総体として負担をしていただくという考え方について言えば、私は町民の皆さんのご理解をいただけるというふうに。

ご指摘のとおり、国民健康保険に加入している方が実際に仕事をしていない人が多いというのは、それはそのとおりだと思います。だからこそ余計に一市町村では無理だということを私は申し上げてきたわけでありまして、それをやはり幅広く、今回は都道府県化でありますけれども、これから先の問題等も当然あると思いますし、国民全体でやはりそれは稼いでいる人がいようと、稼いでいない人がいようと、みんなでやはり支えていくという、この考え方というのが私は必要なのではないのかなというふうに考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

- ○議長(舘田賢治君) 深見君。
- ○4番(深見 迪君) 議長、もう少しいいですか。

最後の一市町村では無理だから、こういう広域化の形をとったということなのですが、結局、 ツケは国民健康保険に加入している町民に行くわけでしょう。そこで回収しようとしているわけですよね。だから、年平均7,000万円と言いました、この間の説明では。年平均7,000万円を解消するのだと、法定外繰り入れを。すると、1年間に1,000万円ずつ国民健康保険に加入している人たちの負担がふえていくわけですよね。1年間に1,000万円ずつ7年間ふえ続けるということですよね。これはやっぱり町民の理解を得られないというか、負担の限界を、私、超えるというふうに思うのですが、町長はそこのところは詳しく計算していないからということをおっしゃいましたけれども、私はぎりぎりだと思うのです。その辺の見解はどうですか。やっていけると思いますか。

- ○議長(舘田賢治君) 町長・池田君。
- ○町長(池田裕二君) お答えをしたいと思います。

実際に、個々の方のいわゆる増税感といいますか、負担については、それはいろいろあろうかと思いますけれども、それとぜひご理解を、申し上げるまでもありませんけれども、これは国民健康保険の加入者だけでやっているわけではないわけでありますので、当然のことでありますから、私が先ほど申しましたように全ての人の負担の上に成り立っていると。

したがって、そのほかの人の負担も理解をいただけるような中で、受益者の方の負担という ことも考えていかなければいけないということを申し上げているわけであります。だから、今 回の値上げというご提案を後ほどといいますか、この後させていただくことになりますけれど も、それについての考え方についても、そういったことでございますので、ぜひご理解をいた だきたいと思います。

- ○議長(舘田賢治君) 深見君。
- ○4番(深見 迪君) いろいろ議論して要望もしましたけれども、このとおりやっていくという意思には変わりはないということなので、これ以上議論しても進まないと思いますので、この辺で私の質問を終わりたいというふうに思います。少し後味が悪いのですけれども。 質問を終わります。
- ○議長(舘田賢治君) 以上で4番、深見君の一般質問を終了いたします。8番・渡邊君。
- ○8番(渡邊定之君)(発言席) 私は、基幹産業酪農近代化にふさわしい農道整備の充実について質問通告いたしました。その内容、中身について質問いたします。

農作業機械の大型化とコントラクターを利用する農家の増加に伴い、農道での交差が困難な 状況が多く見受けられます。対策として、避難道の設置、取りつけ道路の改修、交差点の拡幅 等の整備を行ってはどうでしょうか。

また、のり面の崩落など、近年の集中豪雨により町道の傷みも多く、グレーダーなどの修復だけでは限界があります。まず点検をし、町道の強度化などによる対策を講ずるべきであると考えますが、いかがですか。

次に、旅行シーズンと農繁期が重なり、ツーリング旅行者との不慮の事故が過去にはあり、 やむなく離農に追い込まれる事態もありました。ツーリング旅行者との事故については、町と してその実態をどのように把握していますか。このような事故防止と安全・安心な農作業を保 障するためにも、看板の設置や注意の喚起の方策を講じてはいかがですか。

以上です。

- ○議長(舘田賢治君) 町長・池田君。
- ○町長(池田裕二君)(登壇) 8番、渡邊議員の基幹産業酪農近代化にふさわしい農道整備 の充実をのお尋ねにお答えをいたします。

1点目のご質問ですが、現在、本町で農作業に利用されている道路の多くは、昭和40年代から60年代にかけて国営、道営の農業系事業で改良された路線であります。道路の構造につきましては、当時の法令等をもとにする事業の設計基準に従ってつくられており、現状の大型化された農業用機械にあっては、道路や交差点が狭いものになっており、スムーズな通行の妨げになっている事例もあることは理解をしております。

そして、待避所の設置や交差点の拡幅は、安全な交通の確保と農作業の効率化に大きく寄与するものであることから、地域からの要望に基づき用地の提供など、地域のご協力もいただきながら対処してまいりました。

今後においても、これまでの積み重ねを基本に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の町道の強度を高める取り組みについてのご質問でありますが、現状は日常的なパト

ロールに加え、異常気象時には、業者の皆様のご協力もいただき、迅速な点検と被害状況の把握に努め対処してまいりました。

また、重要な施設であります橋りょうについては、点検を実施し、長寿命化計画を策定し、 緊急性、優先度等を考慮し、適宜対処してまいります。

また、のり面の保護につきましても、必要に応じたのり面の強化を図る工法で整備しています。

大雨で特に被害を受ける砂利道の路面につきましては、グレーダーによる復旧作業が中心となりますが、必要に応じ不足砂利を投入するなど、路盤強化の対策を講じています。

次に、3点目のツーリング旅行者と農作業車との交通事故の実態把握につきましては、弟子 屈警察署を初めとした関係機関との連携を密にして、その把握に努めています。

4点目の交通事故防止の方策を講じてはとのお尋ねですが、日ごろから危険箇所の把握に努め、事故防止に住民と一体となって取り組むことが肝要でありますので、交通安全運動推進協議会を初めとした関係団体や道路管理者、地域会、弟子屈警察署と協力をし、交通安全運動の推進を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

- ○議長(舘田賢治君) この際、再質問があれば許します。 渡邊君。
- ○8番(渡邊定之君) 最近、非常に事業を起こす業者の方も多いわけでありますけれども、 このコントラ事業者との交通安全面のことでの会議とかというものは、開かれたことはあるの でしょうか。
- ○議長(舘田賢治君) 町長・池田君。
- ○町長(池田裕二君) お答えしたいと思います。

コントラ事業者を対象にした交通安全等々については、町関係機関として行った記憶はありませんけれども、多分JAさんを中心にやられているものだと、私は理解をしておりますが。

- ○議長(舘田賢治君) 渡邊君。
- ○8番(渡邊定之君) 私、この質問をするに当たりまして、本当に業者といいますか、個人的にこのコントラ事業に運転手として仕事をされている方のお話をお聞きしましたところ、私ども虹別地区の方でしたので、非常にまだコントラ事業が始まって歴史が浅いし、同じ地元の人間の運転手が多いということもありまして、道路事情をそれなりに把握しているので、今、大きなそういう事故といいますか、そういうのは起こっていないというぐあいにおっしゃられておりましたけれども、やはり今の道路事情、先ほども昭和40年から60年代の設置基準で行われたという道路設計等から考えまして、一歩間違えば非常に大変な事態になるというぐあいには自覚されているようですし、私もこの11トンダンプとか、そういう大きなトラックが道路から外れて事故っているところに遭遇したことがありますけれども、そのときの事故の処理の仕方というのは、とんでもない大きな重機等が出向いて処理するという、そういう大変なことが起こるので、そういうことの起こらないように、先ほど答弁にありましたように、道路の巡回

等をしっかりしていただいて対処していただきたいというぐあいに思いますのと、この質問に当たりまして、ある農家の方が、牛舎と住宅とのその中を道路が走っていることに対して、非常に事故等の不安、子供の飛び出し等の不安を訴えておられました。その中で、そういう場所での道路標識を、子供飛び出し注意とかという標識に関して、自由に設置できるとかどうかという点では、どうなのでしょうか。

- ○議長(舘田賢治君) 町長・池田君。
- ○町長(池田裕二君) お答えをいたします。

今、渡邊議員からご指摘の点については、私、非常に重要な問題だとは思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、コントラ事業者に対してどういった安全運転をやっているかというのは、私は多分JAさんでやられているのではないかというぐあいに思っておりましたけれども、もしそうでなければ、やはり安全運転事業を推進する全体的な中で、どういったことが必要かということについては、早急に対応してまいりたいと思っておりますし、ただいまの牛舎と公道なのか私道なのかということも、これもちょっと私理解できませんけれども、もし公道であれば、何らかの方策というのは当然必要なものだと思いますし、もし公道であれば、それぞれの道路管理者、例えば町道であれば町道、道道であれば道道等々の協議が当然必要でありますし、それと公安委員会との協議も必要だと、そのように考えておりますので、いずれにいたしましても、そういったもし実態があれば早急に把握に努めて、対応等については検討してまいりたいと考えております。

- ○議長(舘田賢治君) 渡邊君。
- ○8番(渡邊定之君) この質問については終わります。

次に、生涯学習アドバイザーの確保及び役割について、現状と見通しについてお伺いいたします。

健康づくり推進運動の重要な役割を果たしてきた生涯学習アドバイザーの確保について、現 状はどうなっているのですか。保健福祉課が取り組む事業との関係においても、このアドバイ ザーの役割は一層重要になってくると思います。十分な人員の確保、協力要請などの見通しは どのようになっていますか。

健康づくり推進運動の分野では、今、各地で取り組まれている活動を地域に根づかせるため にも、専任のアドバイザーが必要だと考えますが、いかがですか。

平成16年度から町を挙げて取り組んできた健康づくり推進運動の事業のかなめとして、アドバイザーの役割は大きかったと思いますが、アドバイザーの仕事が健康づくり指導中心にならざるを得ない状況であったと思います。標茶町生涯学習アドバイザー設置規則と照らして、今後どのように考えていますか、お伺いいたします。

- ○議長(舘田賢治君) 教育長・島田君。
- ○教育長(島田哲男君)(登壇) 8番、渡邊議員の生涯学習アドバイザーの確保及び役割について、現状と見通しについて教育委員会に関してのお尋ねにお答えいたします。

1点目の生涯学習アドバイザーの確保について現状はどうなっているか、また、保健福祉課が取り組む事業との関係におけるアドバイザーの役割の考え方についてのお尋ねですが、前任のアドバイザーから、ことし2月に29年度の雇用更新を辞退したい旨の意向を確認したことで、急遽3月に新聞記事への掲載によりアドバイザー募集を呼びかけましたが、残念ながら応募がなく、現状はアドバイザーが欠員となっております。また、アドバイザーの役割については、議員ご指摘のとおり、ますます重要になってくるものと認識をしております。

次に、十分な人員確保、養成などの見通しについてのお尋ねですが、早期のアドバイザー確保に向けて、引き続き鋭意努力する所存であり、あわせて健康づくり運動指導員の十分な人材確保、養成については、現在21名に加え、今年度予定しております養成講習会を通じて、指導員の充実を図ることとしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目であります健康づくり運動推進事業のかなめとして、アドバイザーの 仕事が健康づくり指導中心の状況にあったことによる今後の考え方についてのお尋ねですが、 生涯学習アドバイザーは、健康づくり指導員の欠ける場面や直接アドバイザーへ指導要請が来 ることから、議員ご指摘のとおり健康づくり運動指導員と同様に地域へ出向き、直接指導の機 会が増してきたことは事実であります。

生涯学習アドバイザー設置の目的から健康づくり指導員への技術指導やコーディネートを含め、生涯学習に関する直接指導、学習相談等に専念できればと考えており、現状を解決するには、健康づくり運動指導員の増員が今後の課題と捉えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長(舘田賢治君) 町長・池田君。

〇町長(池田裕二君)(登壇) まず、私のほうからお答えする前に、先ほど深見議員の国民 健康保険に対する一般質問の中で、私がお答えした中で間違いがありましたので、訂正をさせ ていただきたいと思います。

本年3月31日に公布された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律で、先ほど私、「平成27年法律第2号」と申し上げましたけれども、これは「平成29年法律第2号」の間違いでございますので、訂正をお願いしたいと思います。

8番、渡邊議員の生涯学習アドバイザーの確保及び役割について、現状と見通しを聞くとの お尋ねにお答えします。

2点目の取り組まれている活動を地域に根づかせるためにも、専任のアドバイザーが必要と考えるがどうかとのお尋ねでございますが、現在、本町では、まちづくり運動指導員の方に町主催の事業につきましては、運動指導のほかにスタッフとして協力をお願いすることもありますが、そのほかにも自主組織や地域会、老人クラブ、各団体からの依頼に基づき運動指導を行っております。その活動は幅広く、特に地域主体の活動が多い中にありましては、議員ご指摘の活動を地域に根づかせるということが必要であるとの認識でありますが、それぞれの地域全てに担当できる指導員が存在しないことから、他の地域で活動している方が対応している状況

にあります。

このような状況を踏まえますと、地域や各団体等と運動指導員との調整役となる方々が必要であると思っておりますし、また、多くの運動指導員の養成につきましても必要であると、そのように考えておりますので、今後とも教育委員会と連携をし、課題解決に向け取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長(舘田賢治君) 8番・渡邊君。

○8番(渡邊定之君) この生涯学習アドバイザーの活動状況等について、保健福祉課にも大きなかかわりがあるというぐあいに思います。教育委員会の社会教育のことし1年のこのアドバイザーの活動状況をまとめた資料によりますと、この事業に参加している地域の、お年寄りが中心だと思うのですけれども、私の計算によりますと、延べ人数ですけれども、3,200人ぐらいの方がこの運動に参加されています。そして、延べの場所ですけれども323カ所、この会場に参加されている人を平均に割りますと、約1会場で1回の講座といいますか、事業に10名以上の高齢者の人が参加して、この活動に生きがいに近いものを感じながら参加しているという、この数字からも、先ほども答弁いただきましたけれども、本当にこの分野での専門的なアドバイザーといいますか、ここの部分を専門に事業の中で組み立て、実施していく核となる人をつくり上げなければいけないのではないかというぐあいに私は思います。

そこで、保健福祉課のほうに質問させていただいてよろしいでしょうか。そういう意味では

(「答弁者は指名できないから」の声あり)

○8番(渡邊定之君) はい、済みません。この事業、大きな......

(何事か言う声あり)

- ○8番(渡邊定之君) はい。そういう意味で、保健福祉課ともかかわりがあり、この分野での一層の活動の充実を図るために、いかように考えているか、お答え願いたいと思います。
- ○議長(舘田賢治君) 教育長・島田君。
- ○教育長(島田哲男君) 渡邊議員のご質問にお答えしますが、先ほどもお答えをしましたけれども、実際に教育委員会、福祉サイドの、渡邊議員おっしゃった昨年度の実績からすると3,239人、うちのほうで把握しております。これだけの方々が参加をされて、実際には最初の目的の健康づくりですから、高齢者を含めて健康で長生きをしていただくようなスタートで、17年度から実際に行っておりますけれども、この部分で実際に専門の生涯学習アドバイザーが担っておりましたけれども、ここは欠員になったということで、大きな今、混迷をしているところであります。早く人材を確保したいというのが、教育委員会の思いであります。

そういった部分で、いろんな実際に町内には指導員の方もたくさんいますけれども、さらにいろんな幅広い部分での専門職としての、本来の生涯学習アドバイザーとしての機能を果たしていきたいという部分は、教育委員会の思いがあります。これまでそれぞれ教職員の方々の退職者を含めていろんな方々がおりましたけれども、いろんな幅広い部分でその活躍を担う方々

を、これからも鋭意努力したいというふうに思います。保健福祉課の部分と協調しながら、これは連動してきた経過がございますから、それぞれ協議を進めていく中で、どういった形が一番住民の方々に対応できるかということの体制を含めて検討していきたいというふうに考えております。

- ○議長(舘田賢治君) 町長・池田君。
- ○町長(池田裕二君) お答えをしたいと思います。

先ほど私の思いというのはお答えをしたと思ったのですけれども、端的に申し上げますと、 私はこの間ずっと、これからの高齢化社会を進めていくときに、直視をしていくときに、どう いった対応が必要なのか、それはやはり自分が高齢者になったということもあるのですけれど も、支える側の高齢者をどうやってふやしていくのか、これがやっぱり一番肝要であろうと思 っております。

そういった意味で、うちの町にはやはり先輩たちが築いてきた健康づくりというすばらしい 伝統がありますので、これを今日的な発展をさせていくということがやはり一番重要なのでは ないのかなということで、教育委員会と私どもが一体となって進めていくと、それが一番大事 なのではないのかなと思っておりますし、そういった意味で、今までの地域の皆さんの取り組 みの中で、いろんなアイデア等々があれば、ぜひご提言をいただきたいと、そのように考えて おりますので、ご理解をいただきたいと思います。

- ○議長(舘田賢治君) 8番・渡邊君。
- ○8番(渡邊定之君) そういう意味で、一日も早くこのアドバイザーを確保し、そしてまた、本来の生涯学習アドバイザーの方向性をうまく組み合わせて、後退のないように、本当に支える側の高齢者を育てるという点でも、この事業は大変重要なことだと思います。

以上、質問を終わります。

○議長(舘田賢治君) 休憩いたします。

休憩 午前11時45分 再開 午後 0時57分

- ○議長(舘田賢治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
 - 一般質問を続行いたします。

5番・黒沼君。

○5番(黒沼俊幸君)(発言席) 通告しております質問をいたします。

件名は、食肉加工センター建設の見通しはどのように進んでいるかということで、3月にも 私が質問に立ちまして、食肉加工センターの建設場所が虹別の離農跡地に予定されているとい うお話がありました。その後3カ月たっておりますから、逐一交渉が進んでいるというふうに 考えておりますが、中でも西別川関係の下流域の漁業者との話し合いについての内容を伺いた いと存じます。

また、これからの食肉加工センターの建設の見通しはどうなるかについても質問をいたします。

○議長(舘田賢治君) 町長・池田君。

○町長(池田裕二君)(登壇) 5番、黒沼議員の食肉加工センター建設の見通しについて、 そのお尋ねについてお答えをいたします。

さきの平成29年第1回定例会において、茶安別地区の予定地では、一つの自治体が賛成できず、財政支援が困難との意思表示がされたことにより、本施設を建設するための根釧11の農業団体と13市町村の統一要望というスキームを維持すべく、新たな場所の建設候補地として西別川水系、虹別地区で進めるということをご説明いたしました。

さらには、その新たな建設候補地としての下流域関係者との間でのご理解をいただくべく協議を開始し、1月の協議において、西別川はサケ・マス増殖の重要な河川である、今の河川環境は決していい状態とは言えないので、新たな負荷はかけるべきではない、不測の事態が発生し、汚染水が河川に流入した場合は、風評被害も含め資源回復まで長い年月を費やすなどを理由として、総論反対という意見であったこともご説明したところであります。

その後の経過につきましては、さらなる安心材料があるなら話は聞くことができるということでありましたが、本年3月17日と3月22日に、関係する二つの漁協が、「食肉加工センター建設に反対する決議」があり、さらに強い反対意思が示されたところであります。

根釧と畜場食肉加工施設整備検討委員会では、これらの経過も含め、今後の推進方針なども検討、確認し、5月30日、根室管内漁協組合長会、あわせて根室管内さけ・ます増殖事業協会との協議を持ったところであり、上流域に暮らす者として、これまでの流域保全の取り組みや今後展開できる取り組みなどを説明、さらには食肉加工センターの排水処理計画などを説明し、理解を求めたところであります。

協議結果につきましては、厚岸で断られて西別川に来たことの理由や、これまでの農業側の対応への不信感があり、末端組合員を説得できる材料はない。2つの漁協は反対決議までしており、他の漁協も反対をしており、その中では理解を求められても難しいという状況でありました。しかしながら、上流と下流同じ1次産業の仲間としてスクラムを組んで何かできることはないのか、組合員を説得できる材料があるならば、引き続き話は聞くとのことで、継続協議となったところであります。

今後の見通しにつきましては、まずは建設地決定を進めることが最優先であり、今ご説明したとおり、下流域関係者と継続協議し、ご理解をいただくべく作業を進めていくことと考えていますが、ご理解いただけるものなのか、その見通しやその結論を出せる時期などは、協議事でもあり、お示しはできない状況でございます。

このことが、その後の建設スケジュールや事業展開にも大きく影響があることはご案内のと おりでありますが、一日も早い施設整備を目指すという考えに変わりはございませんし、今後 におきましても、議会を初め関係する機関との緊密な連携により、建設に向けて最大限の努力 をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解を願いたいと存じます。

○議長(舘田賢治君) この際、再質問があれば許します。 5番・黒沼君。

○5番(黒沼俊幸君) 後段のこれからの見通しについて、短く継続するようなお話だったかというふうに受け取っておりますが、私もせんだって二、三の議員と農協の組合長やらこれに関係している職員の方とお話をしました。

今、農業者のほうでは、畜産の景気が、酪農・畜産が非常にいい状況で、さほどこの廃用牛とか、故障牛の処理については、余り組合員の方の話題はないようですが、実際にどうなのですかとお話を伺ったところ、例えば十勝に持っていく、それから北見事業所に持っていく、そういう市場調査をすると、この標茶町における牛の個体の価格は1万円から1万数千円は差がついて、これはもう屠場ができれば、このことは解消されるのであるが、これが長期にわたると、非常に経営的にも皆さんにリスクというか、価格の面で十勝管内、北見管内の牛と比べて、この根釧管内はマイナス面に入っているという説明を受けまして、やはりそうなのだなとつくづく心配しています。

昨年の7月に、厚岸に放水、川が注ぐチャンベツ川からの放水の関係が反対されて、断念の結論をしたわけで、約1年たって、私は町長や整備検討委員会が非常に努力されていることは知っていますから、何としてでも今の場所に建てるように努力はしてほしいと思いますが、さりとて今大事なこの6月の暖かい時期に、さっぱりその方向が見えないということになると、やはりもうちょっと総がかりで別海やら漁協の人たちに、トップ会談ばかりでなく、農業団体やら、それから酪農振興会の人でもいいから、みんなでどうしても標茶に建てるからお願いしたいということを、やっぱり行動しなければならないのではないかなと考えているところですが、この点はどうでしょうか。

- ○議長(舘田賢治君) 町長·池田君。
- ○町長(池田裕二君) お答えをしたいと思います。

今、議員ご指摘のように、当初からいわゆる大楽毛の工場では、根室管内の方たちがアクセス上の問題があるということがあって、11の農協さんの総意として、一番アクセスのよい標茶町にという要請がございました。その考え方は、農協さんも今のところ変わっていないということでございます。ただ、いかんせん、厳密に言いますと、昨年の8月に厚岸町さんが反対の表明をされてから、もう本当にハードルというのが、今までに比較できないぐらい高くなってしまったのは事実でございます。

先ほども報告しましたように、厚岸で断られたものをどうしてこっちに持ってくるのだということに対して、私どもが明確にお答えができないわけです。このことは何度も報告をしておりますけれども、そこを何とかという言い方しかできないわけで、ここがやっぱり突破をできないと非常に難しいかなと。で、このことが前例になってしまったということに対して、これ

はやっぱり非常に大きい。それと、ただ、先ほど申しましたように、根室管内の漁協さんの皆さんは、いわゆる農業と漁業と力を合わせて、何か漁業のためになることを提案していただければということだし、漁業サイドのほうから何か提案できることがあれば、これからも考えていくということで、継続協議ということになっております。

議員ご案内のように、当然これは農業者と漁業者だけの問題ではないと私どもも従前から考えておりまして、今までのような推進の仕方がいいのか、もっともっと幅広い、いわゆる消費者、住民を巻き込んだ中での運動というのがいいのか等々については、いろんなご意見がありますけれども、いずれにいたしましても、整備検討委員会の中で、この施設はどうしても必要な施設であるということの確認は既にされておりますので、そういった中で、何か1つでも2つでも取っかかりができるような、そういったことを考えてまいりたいと考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

- ○議長(舘田賢治君) 5番・黒沼君。
- ○5番(黒沼俊幸君) 水産関係の方からの提案みたく受け取ったのですが、第1次産業同士で協力し合って、何かいいことを、プロジェクトなるものの協力ならできるというふうに私は受け取って今考えましたが、さりとて少しばかりのお金ではそういうことはできないわけで、それに対してどうでしょう、この整備検討委員会の方々は、そういう大きな提案をされたことに対して考えてみようとか、こんなことをやってみようかとか、そういうことは話題になっておりますか、この点はどうですか。
- ○議長(舘田賢治君) 町長・池田君。
- ○町長(池田裕二君) お答えをしたいと思います。

私どもが提案をしたのは、河川環境がやはり漁業サイドさんから見れば非常に問題だと。特に何度も農地開発の問題等々、それから家畜ふん尿処理の問題等々も、過去にこういうことがあって、そのときの対応等々について農業サイドに不信感があるということを言われていまして、私どもが河川環境の改善に向けていろいろな取り組みをするという提案をしたのですけれども、それは当たり前だろうということで、別にそれは否定しないし、今までも農業者と漁業者と一緒になってやってきたと。それでは、やはり漁業者、組合員を理解、納得させられないので、漁協の組合員の皆さんにとって何かプラスのあることというものを具体的に何か示してほしいということでありまして、今、具体的こういったことをというのは、まだ明確な意思統一はされておりませんけれども、いずれにしても私どもとしては、河川環境をよくするための例えば河畔林の造成であるとか、家畜ふん尿施設の適切な処理であるとか、そんなことも提案をさせていただきながら、何とかご理解をいただけるような形をとってまいりたいと考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

- ○議長(舘田賢治君) 黒沼君。
- ○5番(黒沼俊幸君) 私は一議員ですから、私の考えていることは、そんな大きなことではないわけですけれども、やはり具体的な説明、例えば私どもも2年ほど前に名寄とか岩見沢で

屠畜場を見学しまして、血の一滴も、内臓物で肉にならないものも、一滴も1リットルも水に それを流さない処理の仕方を実際見てきてもおります。

それと、今回も、私ども議員全員が7月3日から5日までの日程の中で、帯広の新しい第3 工場の見学等もする予定には考えて、議員は全員この屠畜場に対する熱意は、本当に理事者側 も一生懸命だろうけれども、私ども議員も真剣に考えているというような今の状況であります。 それで、早くから言われているもう一本大きな川、釧路川があるわけですけれども、これは 整備検討委員会の中で並行して、西別川流域と並行して、これについては話題になっているの かどうかについては、どうですか。

○議長(舘田賢治君) 休憩いたします。

休憩 午後 1時13分 再開 午後 1時15分

○議長(舘田賢治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

黒沼君。

○5番(黒沼俊幸君) 私は気が短いので10カ月の時間は相当な時間だなと思って、もうそろそろ何らかの結論を急ぐべきかなという、例えば国の事業に乗るチャンスとか、そういういろんな手だてを考えたら、この時期には白黒つくのがいいのでないかなというふうに考えておったものですから、今、町長のほうからもっと努力するというお話でございますので、私もそうあるほうがいいかなと今思っていますので、大体これが標茶は絶対やめないというふうに、私も聞かれたらいつもそうやって言っていますから、そういう端的に町長はこれをもっと努力するということなのかどうか、この点1点についてお答えをいただければ、これで質問を終わります。

- ○議長(舘田賢治君) 町長・池田君。
- ○町長(池田裕二君) お答えをしたいと思います。

先ほど、議員のほうから、酪農をめぐる今日的な状況等々もお話しになりましたけれども、この状況が未来永劫続くとは私は考えておりません。そうしたときに、やはり根釧で生産をされる肉の付加価値を高めていくことについては、根釧がこれから先も酪農畜産の基幹産業として推進していくためには、どうしてもなくてはならない施設だと、そのように考えております。それと、経過等については十分ご理解をいただいていると思いますけれども、これは根釧の11の農協さんのほうから、標茶が場所的に一番いいから、標茶さん、お願いしますということで来たわけでありまして、私もアクセス等々考えたときに、やっぱりそういうことではないのかなということで努力をしてまいりました。

先ほど申しましたように、厚岸さんとうまくいかなかった反省を踏まえまして、やはり漁業

者と農業者の話し合いだけでは、これはなかなか進んでいかないのではないのか、そういったことも考えながら漁協さんのほうから具体的に提案をされています、いわゆる漁業者、漁組さんにとって何かプラスになる、そういった取り組みを一緒にできないかという、これは新たな視点だと思っておりますので、そこら辺の可能性等々についても、確かに時間がたっているということは事実でありますし、時間が経過することの中でいろんな問題が出てくるのは、私どもも十分理解をしておりますけれども、何とか一日でも早く先のめどがつけるように、全身で、全員で関係機関一丸となって取り組んでまいりたい、そのように考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

- ○議長(舘田賢治君) 5番·黒沼君。
- ○5番(黒沼俊幸君) 終わります。
- ○議長(舘田賢治君) 以上で、5番、黒沼君の一般質問を終了いたします。1番・櫻井君。
- ○1番(櫻井一隆君)(発言席) 私は、通告に従い、町長に対し質問をするものであります。 件名でございます。株式会社標茶町観光開発公社への町監査委員による監査請求についてと いう題でございまして、質問の内容でございます。

指定管理者の選定を受けて憩の家かや沼の経営をされている株式会社標茶町観光開発公社の経営に対して、昨年9月の全員協議会で第38期決算書等についてのいろいろな問題が指摘をされて、現在も協議が続いている、こういう状態でございますので、それについて以下について質問をいたします。

まず1つ目、中でも第三者の手による監査の必要性は、平成29年5月29日の全員協議会でも話された「朝令暮改」、これを繰り返すことを避けるためにも再度確認をする意味において、 町監査委員に対して地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査を町監査委員に要請し、そ してお願いしていただきたく思うが、町長のお考えを伺いたい、これが1点目でございます。

2点目、町が出している出資金あるいは平成29年3月31日までの期限で町条例により貸し付けた1,000万円の未納が発生するなど、とても正常な経営とは思えない。現在の経営状況と今後この会社をどのように運営をするのか、また、貸し付けた1,000万円は、いつころ返済の見通しになるのか。新聞などによりますと、町条例により貸し付けた1,000万円の支払いを先延ばししたとの報道もあったと聞いておりますが、引き延ばしをするための規約、条例が存在するのか、町民に対してわかりやすく説明をすることが望ましいと、このように私は思うので、町長のお考えを伺いたい。

3番目でございます。経営責任は観光開発公社社長にあるが、金銭的に不安、そういうものが生じたら資金は標茶町が出すのが第三セクターであると5月29日の全員協議会で説明していただいたが、間違いないでしょうか、説明を求めるものであります。

4番目、なぜに取締役会は、みずから金融機関に融資を求めないのか、この説明を求めます。 5番目でございます。観光開発公社は、支配人選任に重きを置いているようですが、私は監 査役はさらに重要だと思うのですが、現在は1名の欠員であります。町長は、この現状をどのように考えておられるのか伺いたい。

この5点でございます。よろしく答弁のほどお願い申し上げます。

- ○議長(舘田賢治君) 町長・池田君。
- ○町長(池田裕二君)(登壇) 1番、櫻井議員の株式会社標茶町観光開発公社への町監査委員による監査請求についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の監査を町監査委員に要請すべきとのお訪ねでありますが、公社として説明責任を果たしていくためには、外部監査の必要性も感じていたところでありまして、この際、地方自治 法第199条第7項の規定により出資団体への監査を町長として要求したいと考えております。

次に、短期貸し付けの1,000万円についてでありますが、公社より町長に対し現時点での返済は困難であることから返済遅延の申し出があり、町としては経営継続のための支援として了承いたしました。その背景となる条例等につきましては、標茶町第三セクター運営等資金貸付条例が現在はありませんので、標茶町財務規則により債権管理の手続が定められております。現在、憩の家かや沼につきましては、通常の営業を行っておりますが、短期貸し付けの返済も含め、長期での対応が必要でありますことから、町に対し支援が求められているところであります。

3点目のお尋ねでありますが、経営責任は公社社長にあるとはそのとおりであります。第三セクターとは、公の事業である第一セクター、営利を目的とした民間企業による第二セクターと異なり、地方公共団体と民間が共同出資し、公共性の高い事業を行うものでありますことから、運営継続に当たっては、民間、すなわち一般株主の皆様に影響を与えないためにも、地方公共団体が支援するものと解釈をしております。

4点目につきましては、代表者である私が町長でありますので、公人である町長が資金支援 を行うことは好ましくないとの国の見解が示されているところであります。

最後に、監査役の件について、現状においては議員ご指摘のとおりでございますが、公社の 定款第20条では監査役は2名以内置くこととなっており、第21条では株主総会において選任す ることとなっておりますことから、選任について準備してまいりたいと考えておりますので、 ご理解を賜りたいと存じます。

- ○議長(舘田賢治君) この際、再質問があれば許します。 1番・櫻井君。
- ○1番(櫻井一隆君) 1番での監査、これに対しては内部監査も含め監査委員に要請するということで間違いございませんね。期間はいつころになりましょうか。
- ○議長(舘田賢治君) 町長・池田君。
- ○町長(池田裕二君) お答えをします。

先ほどお答えしましたように、町長として要求したいと考えております。時期的には、公社 の株主総会を経てということで速やかにと考えております。

- ○議長(舘田賢治君) 櫻井君。
- ○1番(櫻井一隆君) それではお聞きいたしますが、株主総会はいつころの予定と考えてお られるのか観光開発公社の社長に聞いていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。
- ○議長(舘田賢治君) 町長・池田君。
- ○町長(池田裕二君) お答えします。

昨日開催いたしました取締役会において定例会後、速やかに開催をしたいということで、準備等もございますので、現在それに向けて準備を進めているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

- ○議長(舘田賢治君) 櫻井君。
- ○1番(櫻井一隆君) 今のところ、日程、明らかなものは決まっていないと。だが、おおよ そ6月中には株主総会は行われると、このように理解してよろしいでしょうか。
- ○議長(舘田賢治君) 町長・池田君。
- ○町長(池田裕二君) お答えをします。

日程もこの日をめどにということで一応合意はいただいておりますけれども、準備等々ございますので、現時点において確実に、それからいろいろな発送等もございますのでということで、6月中のできるだけ早い段階でというふうに考えております。

- ○議長(舘田賢治君) 櫻井君。
- ○1番(櫻井一隆君) 今、6月中のできるだけ早い時期にということでございますので、これで私も、監査委員による監査が実施されるということで、この1問目については了といたしたいと、こう思います。

2つ目でございます。

この2つ目の経営状況、これを継続していくために1,000万円を、条例は自然消滅してしまったので、継続するための金を町として出さざるを得ないのだと、それがこの第三セクターなのだよということですが、本来ならばここで書くべきだったのでしょうけれども、延滞金とかそういうものも発生するわけですが、経営管理、経営の状況についてお聞きしていたら、13名の人員で運営されているように5月29日の全員協議会でお話しになっていたのですけれども、もうちょっと多くの方が出向したりなんかしてお手伝いしているようですが、この経営を援助するために何人ぐらいの職員や何かが町のほうから行っているのか、お聞きしたいのですが。

- ○議長(舘田賢治君) 副町長・森山君。
- ○副町長(森山 豊君) お答えいたします。

観光開発公社のほうでの調理部門、それからウエートレス部門、フロント部門、それから夜 警、清掃を含めた部分については、先般お話しした部分だというふうに思っています。

今現在、一般業務といいますか、担当している第三セクターの支援といいますか、そういう 部分の、業務上の部分ですけれども、常駐ではありませんが、不定期にかかわっておりますの は、私ども担当しています企画財政課の中の商工労働係が主体でありまして、今、商工労働係 のほうには主査を含めて2名が配置されております。それと、観光振興面という部分で観光振 興係には2名おりますので計4名が、専従ではございませんが、不定期でそれらについてのか かわりを持っているというところでございます。

- ○議長(舘田賢治君) 櫻井君。
- ○1番(櫻井一隆君) この13名のほかに4名、かわるがわる出向しているというのか、お手伝いに行っているということでございますね。それは今後いつころまで、このような体制を続けていかれるのか、お聞きしたいのですが。経営継続のためにこういう努力を、この4名を使っていつまでやっていかれるのか、そこらを聞きたい。
- ○議長(舘田賢治君) 副町長·森山君。
- ○副町長(森山 豊君) お答えをいたします。

今現在、側面支援という形での不定期のかかわりを持っていますけれども、これについては 経営の部分、これまでも公社から町に対しての支援を求められているところでありますけれど も、これにつきましては、明確に雇用の確保をしていく部分では資金的な背景が必要でありま すので、それらを含めていきたいというふうに思っていますけれども、それらの資金のめどが ついた段階で、雇用の形態もきちんとしながら開始をしていきたいというふうに思っていると ころであります。

- ○議長(舘田賢治君) 櫻井君。
- ○1番(櫻井一隆君) めどがつき次第という、そのめどはいつころになるのでしょうね。めどはいつつくのか。つかないと、これ、ずっとやっていくということですね。
- ○議長(舘田賢治君) 副町長・森山君。
- ○副町長(森山 豊君) お答えいたします。

これについては、経営の状況につきましては取締役会等でも協議をしていますけれども、先ほど来お話ありました、一つの目安としては公社から要請しています町の支援という部分がありますけれども、それらのめどがついた段階が一つの目安になるというふうに思うところであります。

- ○議長(舘田賢治君) 櫻井君。
- ○1番(櫻井一隆君) この第三セクターに対して今後の経営はどのようになっていくのかという一つの指標というか、そういうものが必要になってくると思うのです。いつころめどが立つかわからないような話では、話にならんなと。

お聞きしますけれども、月ごとの損益計算書あるいは月ごとの資本的収支計算書並びに貸借 対照表、そして財務分析表、そして月ごとの経営分析表とか、そういうものをおつくりになっ て、今、正常化に向けて努力されているのかお伺いしたいのですが、そういうものは存在しま すか。

- ○議長(舘田賢治君) 副町長・森山君。
- ○副町長(森山 豊君) お答えいたします。

これにつきましては、毎月整理をしながら財務事務所のほうからも月ごとの集計ができた段階での報告というのは受けているところでありまして、それにつきましては今現状では、5月末のところでの数字というのが会社のほうには報告が上がってきているところであります。ただ、その部分の監査手続を含めて、それについては、今、継続して行っているところでありますので、その点についてはご理解をいただきたいと思うところであります。

- ○議長(舘田賢治君) 櫻井君。
- ○1番(櫻井一隆君) 本来でしたら、そういうものが第三セクターを健全化するためには必要だという、そういう文書もあるわけですから、そこらも含めてこれは監査のほうにじっくりと監査していただきたいなと、こう思います。ぐたぐたと述べても、またお互いに感情論になり、あるいはこれは一般質問ですから、どうしても僕は突っ込んで言ってしまいたいほうなので、総括になってしまうので、ここらでやめておきますが、まあ2番目についてはやめるということですけれども、3つ目のことなのですが、不安定になったらというか、資金ショートしそうになったら、第三セクターであるがゆえに、その金を請求するというのかな、出していかないとならないという、そこが僕ちょっとわからないのです。なぜ資金繰りについては町が行うことをしないとならないのか、これ一つの会社ですからね。そこはどうなのでしょうね。また振り出しに戻るような話になって申しわけないのですが。
- ○議長(舘田賢治君) 副町長·森山君。
- ○副町長(森山 豊君) お答えいたします。

先ほど町長の答弁でも申し上げましたけれども、第三セクターのことなのですが、一セクというのが公が運営している一セクであります。二セクというのが民間の営利目的の部分であります。三セクというのが、本来、地方公共団体が行うべき公益性の高い業務、それを民間の知恵、力をかりながら運営していくというのが三セクだというふうに思っているところであります。ここの中では、そういう部分で民間、すなわち一般の株主の方々からの出資を受けてやっている部分でありますので、そういう部分ではそちらにご迷惑をかけない形というのが必要だというのが1つあります。

それと、もう一つは、総務省から「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」というものが示されておりますけれども、そこの中でも公的支援のあり方という部分が示されておりまして、そういう部分では「客観的に困難と認められる経費については、地方公共団体が公的支援を行うこともやむを得ないものと考えられる」というような一つの指針が示されているところでありまして、それらも含めましてこういう部分では三セクに対する地方公共団体の支援という部分が1つは必要ではないかなというふうに判断しているところでございます。

- ○議長(舘田賢治君) 櫻井君。
- ○1番(櫻井一隆君) ここでああだこうだ言ってもしようがないから、次飛ばしますわ。 そうしたら、この4番目の取締役会、これが一つの会社ですから、ここにも登記簿をとって ございます。会社ですから、何ぼ公共性が高いといえども会社として位置づけになって登記も

されているわけですから、取締役会の中でなぜ金融機関に金を求めなかったのだと聞いたら町 長は、町長がそういうことをするのは、選挙で選ばれている人ですから、これ金なんか出した ら寄附行為に当たるわけですから、これはできないのはわかっているのですよ。だけれども、 ほかの人たちはできるのですよ。町長以外の方は、一般取締役の方はできるはずなのです。な ぜそこをやらなかったのかと聞いているのです。

○議長(舘田賢治君) 町長・池田君。

○町長(池田裕二君) このことに関しては、私、何度も申し上げていますけれども、結局、 私は一応社長でありまして、取締役会は当然合意で進めているわけですけれども、私は公的な 立場だからできない。取締役の皆さんにこういう状況ですから個人で責任を持ってということ は、これ何度も申し上げましたけれども、公社のスタート時の考え方からいって無報酬で知恵 と力をかしてくださいと申し上げている。なおかつ、それで、こういった経営でありますので、 当然経営の浮き沈みというのはあるわけで、何かあったときに取締役の皆さん、皆さん個人的 な責任で資金を工面してくれということは、私は立場上できないということをずっと申し上げ てきたわけであります。

だから、取締役の中では、それはいろいろなお考えはあろうかと思いますけれども、これは 充て職という言い方が適当かどうかというのは私わかりませんけれども、各団体から、いわゆ る公社を継続することによって憩の家を継続するために、団体の皆さんに選任をいただいて取 締役を出していただいているという状況であります。これは個人的なということよりは、むし ろ団体ということになりますので、例えば現在、取締役を選任いただいておりますそれぞれの 団体の皆さん方の考え方も当然あろうかと思いますので、私はこのことに関して言うと、これ は、理由は取締役のまさに責任に帰するようなことであれば、例えば不祥事であるとか私ども が投機に失敗したとか、そういうことであればそれはまた違うかもしれませんけれども、今回 のようなケースの場合については、私は取締役に個人的に資金を工面してくれということは言 えないということをずっと申し上げているわけでございますので、ぜひご理解をいただきたい と思います。

○議長(舘田賢治君) 櫻井君。

○1番(櫻井一隆君) それでは、第三者というか、町長を除いたほかの者に充て職であると、充て職ですよね。であるから、そういう金銭的に負い目を、負担をさせられないという、そういう町長のお話はわかったのですが、そうしたら充て職というのは何ぞやということになるわけですよ。充て職とは何ぞや。これ、スマホを持っている方は後で引いてください、「充て職とは」といったら出てきますから。「特定の職にある者を別の特定の職につかせる(充てる)こと」と、こういうことでございますね。これは「公的機関や営利を目的としない法人その他の団体の人事に多く、公務員の人事で、ある官職を関係する別の官職についている者に兼務させることを指す例が多い」と、特に行政などがそういうことになっているというふうに出ております。ここで問題になるのは、その充て職たるものは営利を目的としていない法人及び団体

という定義なのですよ。憩の家かや沼は株式会社ですね。憩の家かや沼は営利を目的としている団体だと私は思うのですが、社長のお考えを、どうぞ町長、聞いて答弁してください。

○議長(舘田賢治君) 町長・池田君。

○町長(池田裕二君) それで、その充て職ということが厳密な意味でということで私は申し上げたのではなくて、先ほど申しましたように、いわゆる今までの経過を含めて11年に経営再建を図るときに、町の施設として大事なので、それぞれの団体から取締役を選任いただきたいということで、取締役の選任をいただいているわけです。そういった意味で、今、充て職という言い方をさせていただきましたし、私どもの役場からいえば町長が社長、助役、何年か前から副町長が副社長、そして担当課長が専務ということで、これはまさに充て職ということでみんな理解をしてやってきたわけです。

それと、私、別に充て職だからどうこうということではないと思います。だから、今までの 取締役の皆さんには、それぞれ無報酬ではあっても知恵と努力をいただきまして、これは何度 も申し上げていますけれども、26年度までは大体とんとんの経営で来ているわけであり、27年、 28年については、こういった原因でこういった経営になっているということは、これはプロの 診断士の方にご指摘もいただいております。

したがいまして、私どもが今までやってきたことを数字的に見ても、私は町としてこれからも第三セクターに対して支援を続けていくということは町民の皆様にご理解をいただけるものではないのかなと。また、先般、町民の皆さんからの陳情の中でも、公的資金投入、やむを得ないという陳情が採択をされたわけでありますので、私は町民の皆さんの多くの方がそういったことを望まれていると、そのように判断をして、町からの支援をいただきたいということを公社の社長としてずっと続けているということでございますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長(舘田賢治君) 櫻井君。

○1番(櫻井一隆君) ちょっと勘違いしていたらごめんなさいね。一般の町民の方が署名してくれたと。それは憩の家を存続してくださいよという、そういう思いの署名だったと思うのですが、公的機関が第三セクターである憩の家かや沼に金を投入しなさいという、そういう陳情ではなかったと思うのですが、書いていましたか。

(「書いている」の声あり)

○1番(櫻井一隆君) ああ、そうですか。これは、では失礼しました。変わり身が早いので次の問題に行きますよ。

それでは.....

(何事か言う声あり)

○1番(櫻井一隆君) 何か。

(「いやいや、何でもない」の声あり)

○1番(櫻井一隆君) 何でもないでしょう。

(「うん。何か言ったら怒られそうだ」の声あり)

○1番(櫻井一隆君) 議長はそっちだけ。

先ほど……、何言うかわからなくなってしまったではないですか。

(「5番目」の声あり)

○1番(櫻井一隆君) いや、そこまでまだいかないのだわ。

4番目ですね、そのところで町長は、町長以外の者に金銭的負荷をかけたくないのだという ご答弁でしたが、では聞きますけれども、28年12月29日、これ金融機関に行っていませんかね。 誰か行ったというふうに私はつかんでいるのですが、融資を求めて行った、どうですか。答弁 願います。

- ○議長(舘田賢治君) 町長・池田君。
- ○町長(池田裕二君) 正確な日にち等については私は、ちょっと今ないのであれなのですけれども、議会の皆様方のご意見をいただきまして、会社として可能性はないのかということで町内の金融機関に何度もお伺いしているのは、それは事実でございます。
- ○議長(舘田賢治君) 櫻井君。
- ○1番(櫻井一隆君) 思い返せば12月28日に臨時議会が開かれて、そこで否決になり、そして1,000万円について工面をせんとならんということで、28日の夕方4時ころから臨時の取締役会を開かれて、29日に資金繰りということで動かれたというふうに聞いてございまして、その結果、融資をしてもいいような方向づけがあったと聞いているのですよ。聞いているのですよ。それは違いますか。銀行は、一切だめだと、こうおっしゃったのですか。
- ○議長(舘田賢治君) 町長・池田君。
- ○町長(池田裕二君) 事実経過等について、今、議員がおっしゃったことが事実かどうかというのは私は把握をしておりませんけれども、後々の経過報告としては、それは困難という判断だというお答えだったということでございます。
- ○議長(舘田賢治君) 櫻井君。
- ○1番(櫻井一隆君) ちょっと今、最後のところがわからなかったのでもう一度。申しわけないです。
- ○議長(舘田賢治君) 町長・池田君。
- ○町長(池田裕二君) 金融機関の判断としては、それはできないということでございます。
- ○議長(舘田賢治君) 櫻井君。
- ○1番(櫻井一隆君) そうしたら、金融機関に融資を求めたのですね、現実的には。
- ○議長(舘田賢治君) 町長・池田君。
- ○町長(池田裕二君) ご相談を申し上げたということです。だから、私どもは基本的な考え 方は考え方として、いわゆる現実的に資金ショートという状態を迎えれば当然破産という選択 しかないわけですから、それを何とか回避したいということで、あらゆる手だてをしろという ことだったと私は思いますので、そういった意味で会社として何とか融資がいただけないのか

等々のいろいろな打診は、これは商工会を通じてもいろいろな情報収集しておりますし、金融機関についても、そういった意味で取締役が相談をしたという経過はあると。ただ、結果としては、それは会社としては無理だということでありましたので、私どもとしては、それはできないというぐあいに判断をしたということでございます。

- ○議長(舘田賢治君) 櫻井君。
- ○1番(櫻井一隆君) 相談したのか申し込んだのかは別として、なぜ金融機関は断ったので しょうね。なぜ断ったのでしょうね。そこなのですよ。これ変な話ではないのですよ、笑わな いでくださいよ、真剣な話ですよ。

金融機関がちょっと無理だねと、この会社は無理だねと、だから断ったのでしょう。だから、融資をお話に、相談に行かれたけれども、頭をかいておられますけれども、本当に頭をかきたいのは僕のほうもそうなのですよ。それを金融機関がだめだねというものを出しておいて、町から、町の血税を第三セクターだから出しなさいよという論法はちょっとおかしいよと。銀行、プロも認めないようなものを町税から、町民の血税から出してくださいと、そういう経営がおかしいと私は指摘しているのですよ。ですから、先ほど言ったような、ここに示したような月例の、月別の損益計算書とか、もろもろのそういうものをきちっとつけて改善に努めていると、そういう姿勢がないと、どこの金融機関も無理だと思うし、町民にもなかなか、私たちも金は出すことに賛成したいのですよ。残して営業していってほしいのですよ。だけれども、なかなかそこらが、一線乗り切れない何かがある。考えてください、町長、頭いいのですから。その何かを出してやってくださいや。これはこれとして5点目に行きますね。

(「ちょっと待ってください」の声あり)

- ○1番(櫻井一隆君) ああ、町長。ごめんなさい。
- ○議長(舘田賢治君) 町長・池田君。
- ○町長(池田裕二君) ただいま議員が、金融機関が計画が信用できないから貸せないという、そういうお答えだったとは私どもは報告を受けておりません。いわゆる会社には貸せないけれども、取締役個人の保証がつけばというお話でありました。それで私は、先ほどから申し上げているように、取締役個人が保証するという形にはなっていないのでそれはだめだということを私が社長として申し上げたということでございますので、議員はどういったルートで今のような情報を取得されたかわかりませんけれども、私どもはそのように理解をしておりますので、ぜひそこら辺は承知いただきたいと思います。
- ○議長(舘田賢治君) 櫻井君。
- ○1番(櫻井一隆君) 1人の者に1,000万円貸してくれというような話ではなく、リスク分散という話もありますからね。今、7人の取締役がおられますけれども、何人か外れて1名欠員ですわな。今、6人です。そのうち残った公職についていない方々が町長を初め副町長とか、町長は無理でしょうから、あとの方々でリスク分散しながら連帯で借りてもよかったのではないかと僕は思うのです。普通だったら、会社を残すために一般企業はやるのですよ。自分の会

社を潰させないために、自分の宅地、建物その他を抵当に入れたりなんかして経営努力するのですよ。だから、そういうものが見えてくれば、やっぱり第三セクターを会社としても一生懸命守ろうとしているのだなという姿勢が見えてくる、世論もそういうことで動き始める、そういうものが欲しいねと、これは私の気持ちなのですよ。私の気持ちですから、別に答弁は要らんですわ。

それで、5番目に行きます。

観光開発公社の支配人の選任についてですが、まだ2名以下だからいいのだと町長はおっしゃいましたが、これを見ますと、監査役については29年5月31日現在、今6月ですから、ついこの間の履歴事項全部証明というものに従ってお話しするわけですが、監査役1名は28年10月31日で辞任されて、そして登記は29年2月28日になされていると。同日、取締役の1人も同じような経緯の中で辞任されていると。

それで、問題なのは、この株主総会を6月中に開きたいという、そういう先ほどの町長の答 弁もありましたが、やはり監査役というのは、とても大事な役職だと私は思うのですよ。2名以下だったらいいのだというのだったら、2名にしないで初めから1名にしておけばよかったのですよ。だけれども、やはり何人かで見たほうが監査としての信憑性は高くなるから、2名ということをここでうたわれたのではないかと推察するわけですよ。これだけの日数をかけておきながら、まだ1名体制というのは、非常に不親切な経営形態ではないかと、そう私は思うし、町民も本当にこの監査で内部監査は大丈夫なのかと、そういうふうに思ってくると思うのですが、町長はこのことについてどう思われますか。

○議長(舘田賢治君) 町長・池田君。

○町長(池田裕二君) 私どもとしては、先ほど申しましたように、監査2名というのは当然 必要だということで今までもずっとやってきたと。万やむを得ない理由があって辞任をされた ので、現在1名ということであります。ただ、私、今、議員がおっしゃった2名のほうが信憑 性が増すという考え方は、私は監査の方に対してちょっといかがなものかなと思っております。 ただ、いずれにいたしましても、会社の中でこういった形で今まで進めてきているわけでありますので、できるだけ速やかに次回の株主総会までに2名体制ということ、2名体制もしく は別な方法等々も検討しながら進めてまいりたいと考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長(舘田賢治君) 櫻井君。

○1番(櫻井一隆君) ここまで来たら水かけ論になってしまいますからあれなのですけれども、どうですかね、1名でいいのだったら町の定例監査や何かも1名でいいのではないですか。2名というのはどういうことなのですか、そうしたら。やはり2名でそれぞれ役割分担をしながら見ておられるからではないですか。監査というのはそうですよ、そういうものなのですよ。農協の監査もそうなのですよ。私も監事経験ありますから、それぞれの役割分担しながら、得意、不得意に合わせながらこうこうと、あるいは交代しながら、見方を変えながら監査してい

くというのが通常の監査のやり方なのです。そこが町長とちょっと私の認識の違いですね、残 念ですけれども。

議長、これで私の質問は終わります。これ以上やると総括質問になってしまうので、これで 失礼します。

(「もうなっているから」の声あり)

- ○1番(櫻井一隆君) なっている。ああ、失礼しました。 では、以上で終わります。
- ○議長(舘田賢治君) 以上で1番、櫻井君の一般質問を終了いたします。9番・鈴木君。
- ○9番(鈴木裕美君)(発言席) 通告に従いまして、1件ご質問申し上げたいというふうに思います。林業問題に関して私は何度も取り上げてきましたが、10年以上も昔に、作業員等々の問題等もしばらくしていませんでしたが、久方ぶりに森林労働者の充実も含めて、福利厚生ということも含めまして、ご質問申し上げたいというふうに思います。

森林作業員就業条件整備事業について伺います。

北海道の森林作業員就業条件整備事業の一つで、本町は予算上で森林整備担い手対策事業、 林業作業員長期就労促進として林業労働者への助成事業を取り組んでおります。この事業は、 北海道が森林整備担い手対策事業として1993年、平成5年に開始をし、自治省、林野庁、国土 庁が協働して同年開始した森林・山村対策の一環であり、基金の設置に基づいて実施されてき ています。

林業労働者の安全衛生の確保、技術・技能の向上、福利厚生の充実などに資する事業を実施し、林業労働者の育成・確保を総合的に推進することを目的とし、就労の長期化を推進するため、当事業のメニューの一つに、就労日数に応じた奨励金の支給があります。この奨励金の負担は、北海道と市町村が2分の1、事業主、作業員がそれぞれ4分の1とし、就労日数に応じ140日以上250日上限として支給するものです。

また、加入要件は、事業主が中小企業退職金共済制度または林業退職金共済制度に加入し、作業員も被共済者であることなどです。

この制度に対し業界は一定の積極的評価を行っているものの、今なお加入していない事業体 もあることを耳にしております。事業体の中でも加入している方と加入されていない方がいる ことも耳にしてきております。

一般労働者の年末手当に相当するこの奨励金制度は、林業労働者から大変喜ばれており、優秀な林業労働力を確保する上からも、全事業者への加入を図るため、町が負担する掛金の額に事業主分と本人分を上乗せするよう求めますが、いかがでしょうか。

また、助成対象年齢が当初70歳未満でしたが、2年前、一昨年、65歳未満に改正されました。 今、65歳という年齢は、建設業もそうですが、林業労働者も働き盛りです。道に対して年齢制限の引き上げを要請するべきと考えますが、いかがでしょうか。 さらに、通告文では一番下、さらにというふうになっていて、中小企業に周知するべきであるというふうに伺っておりますが、私自身は事業主も林業労働者も含めて、これらの退職金、各種の退職金共済制度の周知を、知ってもらう上からも広報等でするべきと考えますが、いかがでしょうか。

3点伺います。

○議長(舘田賢治君) 町長·池田君。

〇町長(池田裕二君)(登壇) 9番、鈴木議員の森林作業員就業条件整備事業についてのお 尋ねについてお答えをいたします。

議員ご案内のとおり、この制度は、森林作業員と事業主が1年間積み立てた掛金に就労日数に応じ市町村と道の助成金を加え、奨励金として支給されるというもので、本町では森林整備担い手対策推進事業として実施をしており、本年度においては40名の助成を図ることとしております。

事業主負担及び作業員負担分を町で負担してはどうか、また、助成対象年齢の引き上げを求めてはとの2点のお尋ねにつきましては、林業従事者も担い手不足と高齢化が進んでいるとは認識をしておりますが、議員ご指摘のような実態なのか早急に把握に努め、また、今後の林業従事者の雇用動向等も注視しながら、林業推進協議会のご意見も伺い、他の業態との公平性が図れるどんな支援が可能について、検討してまいりたいと考えております。

次に、林業退職金共済制度の周知をするべきとのお尋ねですが、今後においても、ポスターの掲示や企業に対する税制上の優遇制度などの情報提供等、一層の推進を図ってまいりたいと考えておりますし、ただいまご提案のあった周知について広報を利用するべきではないかというお尋ねについては、検討をしてまいりたいと思っております。

なお、町発注の事業の請負業者につきましては、共済制度の加入が条件となっております。 今後は、北海道が推進する林業事業体や関係機関などによる地域ネットワーク化に取り組み、 林業担い手育成確保に向けた通年雇用化や就業環境の改善などを促進してまいりたいと考えて おりますので、ご理解を願いたいと存じます。

○議長(舘田賢治君) この際、再質問があれば許します。 9番・鈴木君。

○9番(鈴木裕美君) ご答弁をいただきまして、この制度が平成5年に制定されて、その後、私は、この問題に関して、労働者負担分だけでも町がというご質問を過去に申し上げた経過がございます。そのときには、当時、工営部長だった渡辺部長からのご答弁で、林業労働者としてのプライドを持つために、やはり個人にも負担をさせたほうがいいというご答弁で回答いただいておりまして、確かに労働者の皆さんもそれら退職金に加入している方は、それぞれの厚生ということで福利ということで掛けていますからやむを得ないかなというふうに思うのですが、それらの意味を含めると個人負担というのを町がというのはやむを得ないのかなというふうに私自身も思っておりますが、この退職金の引き下げ、65歳になったということが、やっぱ

り先ほども申し上げたように、ベテランの労働者の皆さんが働いている現状、私も正直言って調べていませんが、平均年齢が非常に高いです。とあるところでは、私は60になったから当然切られた、退職金共済制度に掛けられていないという声も聞かれましたが、この制度は退職金ではなくて奨励金という、言ってみれば12月にボーナスという思いで支給される制度ですから、それがやっぱり65歳に引き下げられたということは、私は道財政も厳しいからかなという思いはあるのですが、今の高齢労働者を含めるとやっぱり65歳から70歳に戻したほうがいいのではないかなということでご質問を申し上げましたので、広報については理解しました。

ですが、奨励金の支給条件の中に65歳未満というのをぜひ道のほうに70歳にもう一度引き上げていただくような、そういう要請をしていただきたいという私の願いですが、その辺、町の考えはいかがでしょうか。

- ○議長(舘田賢治君) 町長・池田君。
- ○町長(池田裕二君) 先ほども申し上げましたとおり、私どもの掌握している実態と議員ご 指摘の状況が若干違っておりますので、そこら辺を早急に把握してまいりたいと。私どもも、 この推進事業に対する、計画書を出されておりますけれども、この中でも年齢で言いますと64 歳という方がいらっしゃるということは理解をしております。

そういったことも含めまして、林業推進協議会という、私どもとしては業界、農業含めて町 民の皆様のご意見を伺う場はありますので、そこにもご相談を申し上げてどういった形で進め たほうがいいのか、また、関係機関等々も早急に実態の把握に努め、どういった実態になって いるのか、その後どういう形にするのかは、いろいろ関係機関、林業推進協議会の意見を伺い ながら進めてまいりたいということで先ほどもご答弁をしておりますので、ぜひご理解をいた だきたいと思います。

- ○議長(舘田賢治君) 鈴木君。
- ○9番(鈴木裕美君) ぜひ推進協議会の中で議論を深めていただきたいというふうに思いまして、質問を終わります。
- ○議長(舘田賢治君) 以上で9番、鈴木君の一般質問を終了いたします。 以上をもって一般質問を終了いたします。 休憩いたします。

休憩 午後 2時13分 再開 午後 2時25分

○議長(舘田賢治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第3号

○議長(舘田賢治君) 日程第6。報告第3号を議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。

企画財政課長 · 髙橋君。

○企画財政課長(髙橋則義君)(登壇) 報告第3号の内容についてご説明申し上げます。

本件につきましては、平成28年度一般会計補正予算(第12号)の専決処分についてでございます。

歳出につきましては、経費節減などにより不要額を生じるものについて、決算に近い形での減額補正を行うとともに、新たに追加の必要が生じたものについて措置をさせていただきました。

歳出の主な減額といたしましては、重度身体障害者医療費800万1,000円、自立支援介護給付費3,660万円、合併処理浄化槽設置整備補助金909万円、中山間地域直接支払交付金997万6,000円、畜産競争力強化対策整備事業1,597万5,000円、除雪委託料2,329万7,000円、町営住宅建設事業2,230万8,000円などであります。

他会計への繰出につきましては、国民健康保険事業特別会計で7,423万6,000円、病院事業会計補助金で6,770万8,000円、後期高齢者医療特別会計238万7,000円、下水道事業特別会計で980万円を減額し、一部事務組合では北部消防事務組合負担金101万9,000円を減額するとともに追加といたしましては、減債基金積立金2億1,078万1,000円、備荒資金組合納付金2億円、町営住宅整備基金積立金1,526万2,000円をそれぞれ追加いたしました。

歳入につきましては、再精査をいたしまして、町税、地方交付税、各種譲与税交付金、国道 支出金、財産収入、寄付金、地方債などの補正を行ったところであります。

その結果、補正額は1億6,738万7,000円の減額となり、最終予算総額は123億983万5,000円 となりました。

なお、地方債については、最終決定額にあわせ補正を行っております。

本件は3月31日をもちまして専決処分をさせていただきました。ご承認のほどお願い申し上げます。

報告第3号 専決処分した事件の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

次ページへまいります。

専決処分書 (写)

平成28年度標茶町一般会計補正予算(第12号)は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

以下、別冊の補正予算書によりご説明申し上げます。

平成28年度標茶町一般会計補正予算(第12号)

平成28年度標茶町の一般会計補正予算(第12号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,738万7,000円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億983万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明申し上げます。

28ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページから5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」は、ただ今までの説明と重複いたしますので、説明は省略とさせていただきます。

6ページをお開きください。

第2表 継続費補正についてでございます。

4款衛生費、2項清掃費、事業名、標茶町一般廃棄物処理施設整備事業(最終処分場整備)。 補正前の総額6億7,908万円、年割額につきましては28年度1億3,359万円、29年度5億4,549万円を補正後の総額を6億7,908万円、年割額につきましては28年度1億3,318万円、29年度5億4,590万円とするものでございます。

66ページをお開きください。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び 当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書でございます。

4款衛生費、2項清掃費、事業名、標茶町一般廃棄物処理施設整備事業(最終処分場整備)。 全体計画の計で申し上げます。年割額6億7,908万円を補正後6億7,908万円で年割額について は変更ございません。財源内訳についてであります。国道支出金2億16万6,000円を補正後2億 16万3,000円とする。地方債、補正前4億7,880万円を補正後も変更ありません。一般財源につ きましては、補正前11万4,000円を補正後11万7,000円とするものであります。当該年度支出予 定額及び当該年度末までの支出予定額についてでありますが、補正前1億3,359万円を補正後い ずれも1億3,318万円とするものであります。翌年度以降支出予定額、補正前5億4,549万円を 補正後5億4,590万円とするものでございます。継続費の総額に対する進捗率でありますが、補 正前28年度19.7%、29年度80.3%、計100%を補正後28年度19.6%、29年度80.4%、計100%と するものであります。

7ページにお戻りください。

第3表 地方債補正

起債の目的、

- 1 過疎対策事業、標茶中茶安別線道路改良10万円の追加、虹別61線道路改良10万円の減額、 埋立処分場建設30万円の減額、エネルギー回収施設整備10万円の減額、スクールバス購入10万 円の追加、医師確保対策410万円の追加、子ども医療費助成で110万円の減額、森林整備対策事 業300万円の減額、補正前の限度額5億1,410万円を、補正後の限度額30万円を減額し、5億 1,380万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じ であります。
- 2 地域活性化事業、補正前の限度額2億6,500万円を補正後の限度額20万円を減額し2億6,480万円とするものであります。起債の方法以下につきましては補正前に同じとなります。
- 3 公営住宅建設事業、補正前の限度額1億520万円、補正後の限度額を1,270万円減額し、9,250万円とする。起債の方法以下につきましては補正前に同じであります。
- 5 災害援護資金貸付債、補正前の限度額250万円、補正後の限度額については皆減となって おります。

合計では、補正前の限度額11億3,173万1,000円を1,570万円減額し、補正後の限度額を11億1,603万1,000円とするものであります。

67ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込み に関する調書

合計で申し上げます。

当該年度中起債見込額の欄であります。補正前の額11億3,173万1,000円、補正額1,570万円を減額し、補正後の額は11億1,603万1,000円とするものであります。当該年度末現在高見込額でありますが補正前の額、106億2,856万円、補正額1,570万円を減額し、補正後の額を106億1,286万円とするものでございます。

以上で、報告第3号の内容説明を終わります。

○議長(舘田賢治君) 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに、第1条、歳入、歳出予算の補正、歳出、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

5番・黒沼君。

- ○5番(黒沼俊幸君) 36ページです。社会福祉総務費の繰出金、国民健康保険事業勘定繰出金で7,423万6,000円、この内容について説明をお願いします。
- ○議長(舘田賢治君) 住民課長·松本君。
- ○住民課長(松本 修君) 黒沼議員のご質問にお答えいたします。

7,423万6,000円減額の内訳ですけれども、法定のルール分として基盤安定分が124万2,000円の減、職員給与等分が148万円の減、出産育児金等が140万円の減、財政安定支援事業が99万7,000円の減で、合計で法定のルール分としては511万9,000円の減額となっております。

また、ローカルルール分としては6,911万7,000円の減で、合計で7,423万6,000円の減額となっております。

主な内容ですけれど、6月補正で前期高齢者支援金の減額分として、7,500万円を一般会計から繰入させていただきましたけれども、3月の補正時に、人口支援分3,802万円、また税収が見込めない分3,000万円のうち、医療費がその時点で減少していたので1,000万円を差し引き、2,000万円で、合計5,802万円を追加補正させていただきましたが、補正の算定をしていた段階で27年度専決補正ということもありましたので、27年度非常に医療費が多かったので、多かった月の最大で計算した時点から3カ月の支出を想定したのが1億7,600万円の歳出予定していたのですけれど実際には3カ月間で、1億2,311万円の支出で、それで5,289万円の歳出の減少となりました。また共同事業交付金が3億5,287万1,000円の交付を受けたのですけれどそれに該当する歳出のほうでは3億3,757万円で歳入の方が1,530万円多くなっていることで、そのようなことが要因となりまして、今回7,423万6,000円の減額となったところでございます。

- ○議長(舘田賢治君) 5番・黒沼君。
- ○5番(黒沼俊幸君) 一口に言わせてもらうと医療費の見通しが27年と28年では大幅に違ったということに受け取ってよろしいですか。
- ○議長(舘田賢治君) 住民課長・松本君。
- ○住民課長(松本 修君) お答えします。

療養給付費について平成27年と28年の実績で5,858万4,964円違っておりまして、医療費が非常に27年度は近年では非常に多い年になりまして、また28年度は近年では少ない年になったということで、これだけの差が生じたものでございます。

- ○議長(舘田賢治君) ほかに質疑ございませんか。 熊谷君。
- ○3番(熊谷善行君) 29ページのですね、5目財産管理費の13節委託料で、業務委託料、ほかにも減額があるのですが突出して249万ということでございますので、これ内容を教えてください。
- ○議長(舘田賢治君) 休憩します。

休憩 午後3時16分 再開 午後3時22分

○議長(舘田賢治君) 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

ただいま、熊谷議員からの質問に対して留保させていただきますので、調べて再度ご報告を 申し上げたいと思います。質問を変えていただきます。

ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) なければ、歳入、歳出予算の補正、歳入一括して質疑を許します。 ご質疑ございませんか。

3番・熊谷君。

- ○3番(熊谷善行君) 23ページのですね、一般寄付金の補正前の額が10万円に対して138万円の増額です。理解しますが、この138万円の中で当然、ふるさと納税があると思いますので、 内容を教えてください。
- ○議長(舘田賢治君) 総務課長・牛崎君。
- ○総務課長(牛崎康人君) お答えいたします。

この寄付金の中に含まれているふるさと納税の実績ですが、11件で38万円でございます。

(「それ以外の内容は」の声あり)

- ○議長(舘田賢治君) 総務課長・牛崎君。
- ○総務課長(牛崎康人君) ふるさと納税以外の寄付金についてのお尋ね…… (「ふるさと納税も入っていると思うけど、内容を教えてくれということ」の声あり)
- ○総務課長(牛崎康人君) お答えいたします。

寄付については、件数で言うと28件の実績でございますが、このうち物品等で受けている分もありまして、それを除いたもので言いますと……

(何事か言う声あり)

- ○総務課長(牛崎康人君) 現金の分でいただいている寄付については110万円でございます。 4件です。
- ○議長(舘田賢治君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) なければ、第2条、継続費の補正について質疑を許します。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) なければ、第3条、地方債の補正について質疑を許します。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 休憩いたします。

休憩 午後 3時25分 再開 午後 3時30分

- ○議長(舘田賢治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 管理課長・相原君。
- ○管理課長(相原一久君) 財産管理費、13委託料、業務委託料249万円執行残の内訳ですが、

当初予算で事業系の業務委託費及び経常の委託費あわせまして1,458万1,000円計上しております。そのうち供給管の清掃、消防設備の取替等委託業務、また大工さんによる修繕の委託の執行残それぞれが214万円と35万円あわせて249万円の執行残となっております。以上です。

○議長(舘田賢治君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 討論はないのものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、報告第3号は承認されました。

◎報告第4号

○議長(舘田賢治君) 日程第7。報告第4号を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

企画財政課長・髙橋君。

○企画財政課長(髙橋則義君)(登壇) 報告第4号の内容についてご説明いたします。

本件につきましては、平成28年度一般会計補正予算(第11号)で議決いただきました、8件の繰越明許費繰越計算書でございます。

平成28年度、歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出が終わらない当該事業について、予算の定めるところにより平成29年度に繰り越して使用するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

報告第4号 繰越明許費繰越計算書の調製について

平成28年度標茶町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

次ページをお開きください。

平成28年度標茶町一般会計繰越明許費繰越計算書

2 款総務費、1項総務管理費、事業名、個人番号カード交付事業、金額191万3,000円。翌年度繰越額61万4,000円。財源内訳につきましては、国道支出金で61万4,000円。

6 款農林水産業費、1 項農業費、畜産競争力強化対策整備事業、金額6億4,553万2,000円。翌年度繰越額5億2,009万3,000円。財源内訳につきましては、国道支出金5億2,009万3,000円。道営草地整備事業負担金(標茶東地区)、金額1,376万6,000円。翌年度繰越額70万円。財源内訳につきましては、一般財源で70万円。同じく標茶北地区、金額3,607万2,000円。翌年度繰越額1,625万円。財源内訳につきましては、一般財源で1,625万円。同じく標茶西地区、金額2,144万6,000円。翌年度繰越額1,875万円。財源内訳につきましては、一般財源で1,875万円。道営経営体育成基盤整備事業(通作条件整備型(基幹農道整備(保全対策型)))負担金(西熊牛地区)、金額2,464万7,000円。翌年度繰越額165万6,000円。財源内訳につきましては、一般財源で165万6,000円。

11款災害復旧費、1項土木施設災害復旧費、事業名、新興1号線道路災害復旧事業、金額639万4,000円。翌年度繰越額につきましても639万4,000円。財源内訳、国道支出金511万5,200円、地方債120万円、一般財源7万8,800円でございます。2項農林水産施設災害復旧費、事業名、農業用施設災害復旧事業、金額1億2,737万2,000円。翌年度繰越額1億1,020万円。財源内訳につきましては、国道支出金7,824万3,200円、一般財源で3,195万6,800円となっております。

合計、金額 8 億7,714万2,000円。翌年度繰越額 6 億7,465万7,000円。財源内訳につきましては、国道支出金 6 億406万5,400円、地方債120万円、一般財源で6,939万1,600円となっております。

調製につきましては、平成29年5月31日となります。 以上で、報告第4号の内容説明を終わります。

○議長(舘田賢治君) これより質疑を行います。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 質疑はないものと認めます。質疑は終結いたしました。以上で、報告第4号を終了いたします。

◎延会の宣告

○議長(舘田賢治君) お諮りいたします。本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。 よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。 本日の会議は、これにて延会いたします。

(午後 3時40分延会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために ここに署名する。

標茶町議会議長	舘 H	1 腎	治
155701710000000000000000000000000000000		- 只	11

署名議員 11番 本 多 耕 平

平成29年標茶町議会第2回定例会会議録

○議事日程(第2号)

平成29年 6月 7日(水曜日) 午前10時00分開会

- 第 1 議案第25号 車両の取得について
- 第 2 議案第26号 車両の取得について
- 第 3 議案第27号 車両の取得について
- 第 4 議案第28号 工事請負契約の締結について
- 第 5 議案第29号 工事請負契約の締結について
- 第 6 議案第30号 工事請負契約の締結について
 - 議案第31号 工事請負契約の締結について
- 第 7 議案第32号 工事請負契約の締結について
- 第 8 議案第33号 釧路北部消防事務組合規約の変更について
- 第 9 議案第34号 標茶町食材供給施設条例を廃止する条例の制定について
- 第10 議案第35号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第36号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第37号 標茶町個人情報保護条例及び標茶町行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用 及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定 について
- 第13 議案第38号 平成29年度標茶町一般会計補正予算
 - 議案第39号 平成29年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
 - 議案第40号 平成29年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第14 議案第41号 農業委員会委員の任命について
 - 議案第42号 農業委員会委員の任命について
 - 議案第43号 農業委員会委員の任命について
 - 議案第44号 農業委員会委員の任命について
 - 議案第45号 農業委員会委員の任命について
 - 議案第46号 農業委員会委員の任命について
 - 議案第47号 農業委員会委員の任命について
 - 議案第48号 農業委員会委員の任命について
 - 議案第49号 農業委員会委員の任命について
 - 議案第50号 農業委員会委員の任命について

- 議案第51号 農業委員会委員の任命について
- 議案第52号 農業委員会委員の任命について
- 議案第53号 農業委員会委員の任命について
- 議案第54号 農業委員会委員の任命について
- 議案第55号 農業委員会委員の任命について
- 議案第56号 農業委員会委員の任命について
- 第15 議員提案第1号 標茶町議会広報調査特別委員会の設置について
- 第16 意見書案第8号 オスプレイ飛行訓練の中止等を求める意見書
- 第17 意見書案第9号 核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力する よう求める意見書
- 第18 意見書案第10号 学校給食の無料化を求める意見書
- 第19 意見書案第11号 「共謀罪」 (テロ等準備罪) の廃案を求める意見書
- 第20 閉会中継続調査の申し出について(総務経済委員会) 閉会中継続調査の申し出について(厚生文教委員会) 閉会中継続調査の申し出について(議会運営委員会)
- 第21 議員派遣について
- 追 加 議案第38号 平成29年度標茶町一般会計補正予算
 - 議案第39号 平成29年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
 - 議案第40号 平成29年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算

(議案第38号・議案第39号・議案第40号審査特別委員会報告)

○出席議員(13名)

	1番	櫻	井	_	隆	君	2番	後	藤		勲	君
	3番	熊	谷	善	行	君	4番	深	見		迪	君
	5番	黒	沼	俊	幸	君	6番	松	下	哲	也	君
	7番	Ш	村	多美	美男	君	8番	渡	邊	定	之	君
	9番	鈴	木	裕	美	君	10番	平	Ш	昌	昭	君
1	1番	本	多	耕	平	君	12番	菊	地	誠	道	君
1	3番	舘	田	賢	治	君						

○欠席議員(0名)

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長 池田裕二君

副 町 長 務 課 総 長 企画財政課長 税 務 課 長 管 理 課 長 農 林 課 長 農林課参事 民 課 住 長 保健福祉課長 建設課 長 事業推進室長 水道課長 育成牧場長 病院事務長 やすらぎ園長 農委事務局長 教 育 長 教育管理課長 指 導 室 長 社会教育課長

森山 豊君 牛 崎 康 君 人 則 君 髙橋 義 武 山 正 浩 君 相 原 久 君 村 山裕 次 君 柴 洋 志君 松 本 修君 伊 藤 順 司 君 克 則 君 狩 野 常 陸 勝 敏 君 細 川 充 洋 君 類瀬 光 信 君 澤 正 宏 君 Щ 義 中 村 人 君 相 撲 浩 信 君 島 田 哲 男 君 穂 刈 武 人 君 崎 浩 君 蠣 伊 藤正明君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長佐藤弘幸君議事係長小野寺一信君

(議長 舘田賢治君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(舘田賢治君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。 ただいまの出席議員13名、欠席なしであります。

(午前10時00分開議)

◎議案第25号

○議長(舘田賢治君) 日程第1。議案第25号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

管理課長・相原君。

○管理課長(相原一久君)(登壇) 議案第25号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、教育委員会管理課で管理・運行しておりますスクールバスで、平成 13年度に導入し、萩野地区を路線として運行しております、走行距離数が29万キロに達し老 朽化が進んでおります車両を、通学時の児童生徒の安全確保のため更新を図るものでありま す。

以下内容について説明資料とあわせてご説明いたします。

議案5ページ、資料1ページをご覧ください。

議案第25号 車両の取得について

町は、下記の車両を取得しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得 又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものです。

- 1 取得車両の名称及び数量 小型バス (29人乗) 1台
- 2 規格及び型式 三菱ローザ4輪駆動

TPG-BG640GSA

- 3 取 得 価 格 1,063万2,130円
- 4 取得の相手方 住所 川上郡標茶町常盤3丁目12番地

氏名 東部ダイハツ株式会社

代表取締役 筧 陽介

説明資料のほうですが、入札執行日は、平成29年5月26日です。

入札の参加業者名は、木下自工㈱・釧路トヨタ自動車㈱標茶店・太陽自動車工業㈱・東部ダイハツ㈱・侚菊地自動車整備・侚小林自動車整備工場の6社で、納車期限は、平成29年10月10日としております。

予定価格1,061万3,160円に対し、落札率99.73%となりました。予定価格に対して取得価格が上回っておりますが、予定価格には消費税の対象とならない非課税諸費用を含んでおりま

せん。契約時に落札価格に消費税及び非課税諸費用を加えて契約した取得価格がこの数字と なっております。

以上で、議案第25号の提案趣旨並びに説明を終わります。

○議長(舘田賢治君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

11番・本多君。

- ○11番(本多耕平君) お聞きしたいことは、この中で取得車両、小型バス29人乗りとなって あるいはまた型式がでておりますけれども、求め方として人数を例えば29人とか30人とかそう いうバスということで、それと同時に4輪駆動ということをあえて求めていたのでしょうか。 お聞きしたいと思います。
- ○議長(舘田賢治君) 管理課長·相原君。
- ○管理課長(相原一久君) お答えいたします。

今現在走っております萩野地区のスクールバスの乗車人数ですが、41人乗りとなっております。走行距離的にはまだ29万ではあるのですが、議員ご質問のとおり、非常に冬期間雪の厳しい地区の走行でありまして2011年までは、小型の4輪駆動車の発売がありましたが、その後一度メーカーのほうで中止されまして、その間2台ほどスクールバスを入れているのですが、いずれも後輪駆動のバスで、非常に運行には除雪だけで物足りない部分が当然ありますので、その部分を今回4輪駆動車が再度発売されたということで、それも含めて購入に至った経緯でございます。

また、29人乗りにサイズ的には今の児童・生徒の数からいくと問題ないサイズであるのと、 4輪駆動の車種がこの1車種しかないというところでございます。

- ○議長(舘田賢治君) 11番・本多君。
- ○11番(本多耕平君) そうしますと今後も入れ替え等々が出てくると思うわけですけれども、 4輪駆動、安全上のこととかも考えて、今後は教育委員会としては4輪駆動車をというふうに 理解しておいてよろしいのでしょうか。
- ○議長(舘田賢治君) 管理課長・相原君。
- ○管理課長(相原一久君) 今年度、もう1台コミューターバスということで14人乗りの車両もスクールバスとして購入しております。そちらのほうも4輪駆動ということで購入しておりまして、児童・生徒の数に間に合えば、出来るだけ4輪駆動車のほうを購入していくことで考えてはおります。
- ○議長(舘田賢治君) 教育委員会管理課長・穂刈君。
- ○教委管理課長(穂刈武人君) お答えしたいと思います。

ただいま、管理課長が答弁したとおりなんですけれども、現在ですねスクールバス16路線、 運行しておりますけれども1番乗車人員の多いのが今回購入した萩野線の29人乗りでございま して、そのほかについては多いところでは十二、三名、少ないところでは五、六名というような状況になっておりますので、その乗車人数にあわせながら29人乗り、あるいは14人、15人乗りの4WDを選定しながら購入計画を進めていきたいな、そのように考えているところでございます。

- ○議長(舘田賢治君) ほかにご質疑ございませんか。 3番・熊谷君。
- ○3番(熊谷善行君) 先ほどの説明で、取得価格が予定価格を上回っている、その内容については消費税と非課税諸経費、諸費用ですか、が入っているということなんですが、内訳というかをちょっと教えていただきたいのと参加業者名の菊地自動車の字が間違っています。
- ○議長(舘田賢治君) 管理課長・相原君。
- ○管理課長(相原一久君) 契約時に加算します非課税諸費用の内訳ですが、合計金額は4万8,130円となります。内訳につきましてはリサイクル委託料が2万1,590円、重量税が7,500円、自賠責保険料が1万6,220円、検査登録費用として2,820円、合計4万8,130円となっております。この金額を落札後の価格に消費税とあわせて上乗せして契約をいたしております。

説明資料のほうの菊地の地が、さんずいになって間違っておりました。申し訳ありません。

○議長(舘田賢治君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第25号は原案可決されました。

◎議案第第26号

○議長(舘田賢治君) 日程第2。議案第26号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理課長・相原君。

○管理課長(相原一久君)(登壇) 議案第26号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、住民課で管理、クリーンセンターで使用しますホイールローダでございます。現在工事中の新焼却施設の焼却残渣、また新浸出水処理施設の汚泥の運搬等を目的に購入するものであります。

以下、内容について説明資料とあわせてご説明いたします。

議案6ページ、説明資料2ページをご覧ください。

議案第26号 車両の取得について

町は、下記の車両を取得しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得 又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものです。

- 1 取得車両の名称及び数量 ホイールローダ 1台
- 2 規格及び型式 8トン級 910K
- 3 取 得 価 格 919万4,580円
- 4 取得の相手方 住所 東京都中野区本町1丁目32番2号

氏名 日本キャタピラー合同会社 代表社員キャタピラージャパン合同会社

職務執行者 矢口 教

資料説明ですが、入札執行日は、平成29年5月26日です。

入札の参加業者名は、北海道川崎建機株式会社、日本キャタピラー合同会社、コマツ道東株式会社の3社で、納車期限は、平成29年11月30日としております。

予定価格1,188万円に対し、落札率77.27%となりました。

以上で、議案第26号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長(舘田賢治君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第26号は原案可決されました。

◎議案第27号

○議長(舘田賢治君) 日程第3。議案第27号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

管理課長 · 相原君。

○管理課長(相原一久君)(登壇) 議案第27号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、建設課で管理、使用しております除雪ドーザの更新でございます。 町が保有している2台のうち、昭和63年に導入され28年経過し老朽化が進んでいる1台の更 新を図るものであります。

以下、内容について説明資料とあわせてご説明いたします。

議案7ページ、説明資料3ページをご覧ください。

議案第27号 車両の取得について

町は、下記の車両を取得しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得 又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものです。

1 取得車両の名称及び数量 除雪ドーザ 1台

2 規格及び型式 13トン級、WA270-8Y

3 取 得 価 格 1,970万2,980円

4 取得の相手方 住所 帯広市西24条北1丁目3-4

氏名 コマツ道東株式会社

代表取締役 中島雄介

説明資料のほうですが、入札執行日は、平成29年5月26日です。

入札の参加業者名は、北海道川崎建機株式会社、日本キャタピラー合同会社、コマツ道東株式会社の3社で、納車期限は、平成29年11月30日としております。

予定価格3,196万8,000円に対し、落札率61.59%となりました。

以上で、議案第27号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長(舘田賢治君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

11番·本多君。

○11番(本多耕平君) お聞きいたします。取得車両が除雪ドーザということで、今の説明によりますと、原因はかなり古いということでしょうけれども、目的が除雪ドーザでありますから、ただかなり民間委託が進んでいる中で行政自身がですね、このような大きな機械を取得するということでありますから今までの現有の実働がどのようになっているかということとですね、新しく入る除雪ドーザがどこに配備されてどのような体制の車両になるのかお聞きしたい

と思いますが。

- ○議長(舘田賢治君) 建設課長・狩野君。
- ○議長(狩野克則君) お答えいたします。

今回、更新いたします除雪ドーザにつきましては、タイヤホイールで駆動しましてプラウといいまして、除雪の際に前に雪を押す装置のついたものでございます。これにつきましては、市街地の除雪、道路及び駐車場等の除雪に現在、町職員が乗車しまして作業にあたっている車両でございます。また、夏場にあたりましては前のプラウをバケット等に交換しながら町の道路維持作業、砂利等の運搬、積み込み等にも使用されている機械でございまして、年間通して町道の維持管理として作業している機械でございます。今現在の職員の配置の状況から見ましてもまだまだこれから使用実績が伸びる車両と認識しておりまして今回、更新に至った状況であります。以上であります。

- ○議長(舘田賢治君) ほかに質疑ございませんか。 6番・松下君。
- ○6番(松下哲也君) 説明資料の中で参加業者名が3社ということになっておりますけれど も、最近農村部のほうでは、すごくタイヤショベル等が入ってはきているんですけども、そう いう中ではもう1社が入ってきてもいいんじゃないのかなという気がしているんですけれど、 そこら辺は3社ということは間違いなく、そこら辺の経過について説明お願いします。
- ○議長(舘田賢治君) 管理課長・相原君。
- ○管理課長(相原一久君) お答えいたします。

昨年度、予算要求の時点で見積もり徴収を始めたわけでございますが、その時点で4社から 見積もりを徴収しております。日立建機株式会社という会社からも見積もりを徴収いたしまし て、今回予定価格は4社の平均をとった中で、異常値がないかどうかを判断し、最低の見積も り業者さんの価格を予定価格に反映したのですが、入札の案内をした段階でほかの市町村の受 注からなのか、納車が間に合わないので入札を辞退したいという申し出がありまして、3社で 実施したことになりました。

26号のホイールローダも同じように4社ご案内したんですが、日立建機のほうで入札辞退ということで連絡がありましたので、3社で実施したところでございます。

○議長(舘田賢治君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第27号は原案可決されました。

◎議案第28号

○議長(舘田賢治君) 日程第4。議案第28号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長・狩野君。

○建設課長(狩野克則君)(登壇) 議案第28号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結について地方自治法第96条第1項第5号により、議決を求めるものでございます。

以下、内容について資料とあわせご説明いたします。

議案8ページ、資料4ページをご覧ください。

議案第28号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

契約の目的は、農業用施設災害復旧事業上多和3・4地区排水路復旧工事です。

資料へまいります。

工事概要は、復旧延長653.3メートル、護岸工としまして連結ブロック2,080.5平方メートル、特殊かご435.3平方メートルです。工事場所は上多和です。

契約金額は5,038万2,000円です。

契約の方法は指名競争入札です。

入札執行日は平成29年5月19日です。

指名業者の状況ですが、株式会社北雄組、株式会社丸栄組、株式会社住友建設、新根開発 株式会社、株式会社藤原組の5社で入札を行った結果、一回で落札しました。

契約の相手方は議案書に戻ります。

川上郡標茶町旭2丁目9番12号、株式会社 北雄組、代表取締役 尾﨑幸晴 資料に戻ります。

竣工予定日は、平成29年10月10日です。

新規、継続の別は新規です。

備考といたしまして予定価格5,140万3,680円で事前公表で実施しました。

以上で、議案第28号の説明を終わります。

○議長(舘田賢治君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第28号は原案可決されました。

◎議案第29号

○議長(舘田賢治君) 日程第5。議案第29号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長・狩野君。

○建設課長(狩野克則君)(登壇) 議案第29号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結について地方自治法第96条第1項第5号により、議決を求めるものでございます。

以下内容について資料とあわせご説明いたします。

議案9ページ、資料5ページをご覧ください。

議案第29号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

契約の目的は、平成29年度川上団地改良住宅K-1号棟住環境改善事業建築主体工事です。 資料へまいります。

工事概要は、改築工事で鉄筋コンクリート造、3階建、1棟18戸、1426.89平方メートルでございます。

工事場所は川上5丁目です。

契約金額は1億4,277万6,000円です。

契約の方法は指名競争入札です。

入札執行日は平成29年5月26日です。

指名業者の状況ですが、星・赤坂特定建設工事共同企業体、株式会社サトケン、葵建設株式会社、村井建設株式会社、坂野建設株式会社の5社で入札を行った結果、一回で落札しました。

契約の相手方につきましては議案書に戻ります。

星·赤坂 特定建設工事共同企業体

代表者、川上郡標茶町川上1丁目22番地、有限会社 丸ホ星工務店 代表取締役 佐藤 正

構成員、川上郡標茶町字熊牛15線西3番地、赤坂建設株式会社 代表取締役 赤坂充哉 資料に戻ります。

竣工予定日は、平成29年12月20日です。

新規、継続の別は新規です。

備考といたしまして、予定価格1億4,492万5,200円で事前公表で実施しました。

以上で、議案29号の説明を終わります。

○議長(舘田賢治君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

3番・熊谷君。

- ○3番(熊谷善行君) 説明の中で、竣工予定日が12月20日です。現在入居している方が一旦 移っていただいて、完成したら戻るということだと思うのですが、12月20日の竣工だと年末厳 しいのかなと、また引っ越す場合ですね。その辺についてはどう考えておられますか。
- ○議長(舘田賢治君) 建設課長・狩野君。
- ○建設課長(狩野克則君) 現在、この建物につきましては、階段室が3つございます。今回の工事につきましては一階段ずつ、一階段6戸の住宅ごとに入室、退室をしながら建替えということになっております。その中で、一階段の今の工程で行きますと、約2カ月というふうに見込んでおりまして、その続きで12月20日という工程になっておりますが、これから工事、施工にあたりましては、さらに工期の短縮等、請負会社と調整しながら極力、最終的な工期につきましては短くなるような努力をしていきたいと、そういうふうに考えているところでございます。
- ○議長(舘田賢治君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第29号は原案可決されました。

◎議案第30号ないし議案第31号

○議長(舘田賢治君) 日程第6。議案第30号、議案第31号を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長 • 狩野君。

○建設課長(狩野克則君)(登壇) 議案第30号並びに議案第31号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結について地方自治法第96条第1項第5号により、議決を求めるものでございます。

初めに、議案第30号の内容について資料と合わせご説明いたします。

議案10ページ、資料6ページをご覧ください。

議案第30号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

契約の目的は、平成29年度桜南町営住宅建替事業 (M-4号棟) 建築主体工事です。

資料へまいります。

工事概要は、新築工事で木造、平屋建、1棟4戸、274.94平方メートルです。

工事場所は桜7丁目です。

契約金額は5,086万8,000円です。

契約の方法は指名競争入札です。

入札執行日は平成29年5月26日です。

指名業者の状況ですが、有限会社丸ホ星工務店、赤坂建設株式会社、株式会社サトケン、 有限会社丸豊小山内建設、有限会社村山建設、有限会社カネゼン建設の6社で入札を行った 結果、一回で落札しました。

契約の相手方につきましては議案書に戻ります。

川上郡標茶町字熊牛原野16線西1番地155

有限会社カネゼン建設 代表取締役 佐藤善春

資料に戻ります。

竣工予定日は、平成29年10月31日です。

新規、継続の別は新規です。

備考といたしまして、予定価格5,130万円で事前公表で実施しました。

以上で、議案30号の説明を終わります。

続きまして、議案第31号のご説明をいたします。

議案11ページ、資料7ページをご覧ください。

議案第31号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

契約の目的は、平成29年度桜南町営住宅建替事業 (M-5号棟) 建築主体工事です。

資料へまいります。

工事概要は、新築工事で木造、平屋建、1棟4戸、274.94平方メートルです。

工事場所は桜7丁目です。

契約金額は5,065万2,000円です。

契約の方法は指名競争入札です。

入札執行日は平成29年5月26日です。

指名業者の状況ですが、有限会社丸ホ星工務店、赤坂建設株式会社、株式会社サトケン、 有限会社丸豊小山内建設、有限会社村山建設、有限会社カネゼン建設の6社で入札を行った 結果、一回で落札しました。

契約の相手方は議案書に戻ります。

川上郡標茶町字熊牛原野15線西3番地

赤坂建設株式会社 代表取締役 赤坂充哉

資料に戻ります。

竣工予定日は平成29年10月31日です。

新規、継続の別は新規です。

備考といたしまして予定価格5,147万2,800円で事前公表で実施しました。

以上で、議案31号の説明を終わります。

○議長(舘田賢治君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

10番·平川君。

- ○10番(平川昌昭君) 今、30号と31号の中で説明した中で、ほとんど工事概要等々同様でございますね。しかし31号、若干予定価格がちょっと上回っている、工事概要の中が違うのか構造的なものが違うのかその辺の違いをお聞きしたいと思います。
- ○議長(舘田賢治君) 建設課長・狩野君。
- ○建設課長(狩野克則君) お答えいたします。

構造的にはまったく同じ建物でございます。ただ、建てる場所によりまして外からの給排水 の配管それらの部分で若干延長などが異なることがございますので、その部分での差額が発生 したものでございます。以上でございます。

- ○議長(舘田賢治君) 10番・平川君。
- ○10番(平川昌昭君) 建てる場所によって給排水の措置が違う、給排水管、少し詳しく。
- ○議長(舘田賢治君) 建設課長・狩野君。
- ○建設課長(狩野克則君) 給排水の要するに本管からつなぐ延長等が変わってまいりますので、その分の差額ということでご理解願いたいと思います。
- ○議長(舘田賢治君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより議案2案を一括で採決いたします。

議案第30号、議案第31号を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第30号、議案第31号は原案可決されました。

◎議案第32号

○議長(舘田賢治君) 日程第7。議案第32号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長 • 狩野君。

○建設課長(狩野克則君)(登壇) 議案第32号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結について地方自治法第96条第1項第5号により、議決を求めるものでございます。

以下内容について資料とあわせご説明いたします。

議案12ページ、資料8ページをご覧ください。

議案第32号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

契約の目的は、郷土館展示機能移転施設改修建築主体工事です。

資料へまいります。

工事概要は、改築工事で木造2階建 1,171.83平方メートルです。

工事場所は塘路です。

契約金額は1億638万円です。

契約の方法は指名競争入札です。

入札執行日は平成29年5月26日です。

指名業者の状況ですが、有限会社丸ホ星工務店、赤坂建設株式会社、株式会社サトケン、 葵建設株式会社、村井建設株式会社、坂野建設株式会社の6社で入札を行った結果、一回で 落札しました。

契約の相手方は議案書に戻ります。

川上郡標茶町旭2丁目8番23号

株式会社サトケン 代表取締役 佐藤紀寿

竣工予定日は平成29年12月25日です。

新規、継続の別は新規です。

備考といたしまして予定価格1億881万円で事前公表で実施しました。

以上で、議案32号の説明を終わります。

○議長(舘田賢治君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第32号は原案可決されました。

◎議案第33号

○議長(舘田賢治君) 日程第8。議案第33号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・牛崎君。

○総務課長(牛崎康人君)(登壇) 議案第33号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上

げます。

本案につきましては、釧路北部消防事務組合の規約の変更についてでありますが、今般、 弟子屈消防署庁舎の移転新築に伴い、組合事務所の位置も変更になることから規約の変更を 行うものであり、地方自治法第286条第2項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求 めるものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書14ページと議案説明資料9ページをお開きいただきたいと思います。

釧路北部消防事務組合規約の一部を変更する規約

釧路北部消防事務組合規約(昭和48年4月1日釧振興指令第69号)の一部を次のように変 更する。

第4条中「美里2丁目1番1号」を「美里3丁目8番1号」に改めるというものです。

附則として

この規約は、平成29年7月13日から施行するというものです。

この施行日は、新庁舎に専用電話回線が移設され、車両も配置され実質運用が開始される予定の日であります。

以上で、議案第33号の提案の趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長(舘田賢治君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第33号は原案可決されました。

◎議案第34号

○議長(舘田賢治君) 日程第9。議案第34号を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。 農林課長 • 村山君。

〇農林課長(村山裕次君)(登壇) 議案第34号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、釧路湿原が国立公園に指定されたのを契機に地域の食材を供給し、 交流、学習、研修等が行え、あわせて、宿泊もできる施設として塘路地区に標茶町食材供給 施設を開設し運営してまいりましたが、平成25年より現在まで休館しており、また、郷土館 展示施設として新たな活用方策にめどがついたことから、条例の廃止を提案するものであり ます。

議案15ページをお開きください。

議案第34号 標茶町食材供給施設条例を廃止する条例の制定について

標茶町食材供給施設条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものであります。

次ページをお開きください。

標茶町食材供給施設条例を廃止する条例

標茶町食材供給施設条例(平成10年標茶町条例第2号)は、廃止する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第34号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長(舘田賢治君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

- ○9番(鈴木裕美君) 説明が過去にあったかと思うのですが、この供給施設が廃止することによっての備品等々の取り扱いはどのようになっておりますか。伺っておきたいと思います。
- ○議長(舘田賢治君) 農林課長・村山君。
- ○農林課長(村山裕次君) お答えいたします。

備品等につきましては、他の施設等で使えるものについては他の施設で使っていただき、それ以外については一応保管をして、管理していきたいというふうに考えていますが、出来れば有効利用を図れるものについては他の施設で使っていただきたいというふうに考えております。

○議長(舘田賢治君) ほかに質疑ございませんか。

12番・菊地君。

○12番(菊地誠道君) 今回の条例廃止についてですね、今まで食材供給施設として国からの補助金等々受けてやってこられたわけですけども、このことによって、今までの交付税に対しての行政的な手続きというのは何か発生したのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。例えば、まだ耐用年数が過ぎていないとか、いろいろ期限ありますね。途中で目的外使用にな

るといろんなあれが発生すると思うのですが、その辺について何か具体的なことがあったのならばお聞かせ願いたいと思います。

- ○議長(舘田賢治君) 農林課長・村山君。
- ○農林課長(村山裕次君) お答えいたします。

今、議員ご指摘のとおり一応ここについては補助事業で施設を建てたものでございます。その辺を釧路の総合振興局のほうに確認いたしまして、この供給施設については処分制限期間が18年間ございましてその処分制限期間が切れるのが平成28年8月27日でございます。従いまして、この処分制限期間が経過しているためにですね、あらためてそういう財産処分等の承認申請等は必要ないというふうに私のほうで回答を受けております。

○議長(舘田賢治君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第34号は原案可決されました。

◎議案第35号

○議長(舘田賢治君) 日程第10。議案第35号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 · 牛崎君。

○総務課長(牛崎康人君)(登壇) 議案第35号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例の制定についてであり、改正された農業委員会等に関する法律により新制度に移行する 農業委員会委員の報酬額を見直す必要が生じたことから改正しようとするものです。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書18ページ及び議案説明資料は10ページをお開きください。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年標茶町条例第4号)の一部を次のように改正するというものです。

別表中

- 3 農業委員会の項中、会長6万1,000、委員5万を
- 3 農業委員会、会長 6 万6,000、会長職務代理 6 万1,000、委員 5 万6,000に改めるという ものです。

改正農業委員会法では、農地等の利用の最適化の推進が新たに必須事務となり、国における検討の中で委員の積極的な活動と責任ある判断ができるよう、報酬水準の引き上げが望ましいとされ、財源として農地利用最適化交付金も措置されたことから今般の改正に至ったものであります。

附則として、

この条例は、平成29年7月20日から施行するというものであります。

以上で、議案第35号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長(舘田賢治君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

10番·平川君。

○10番(平川昌昭君) 今回、農業委員会の改正、制度が強化されたということは昨年の制度 改正ということでお聞きいたしましたし、費用弁償がそれに伴って会長職、それから新しく職 務代理、委員の方がそれぞれ移行されてアップになっていると。予算のほうでお聞きしようか と思ったのですが、この報酬額のアップ率というのは例えば国のほうではそういう望ましい判 断ということをされて、町村の単独で上げ率というのはどういう算定基礎に基づいて、会長が 5,000円アップしている、職務代理が改めてここで設置されて、委員の方も6,000円と。まあ率 的にはちょっと平均率が違っていますが、基礎的な考えというのはどのように算定をされたの ですか。

- ○議長(舘田賢治君) 農業委員会事務局長·相撲君。
- ○農委事務局長(相撲浩信君) お答えいたします。

まずですね、今回の報酬の水準を上げなさいということなんですけれども、これについてはこれまでの報酬の上乗せとして水準の見直しということでした。しかしながら本町の農業委員会につきましては、農地等の利用の最適化の推進ということでは、これまでも任意の業務と言いながらやってきておりまして、農地等にかかわるものと両方やってきたという考えでございます。また、今の報酬についてもそのような考えでおります。そういったことから、上乗せではなくて本体の見直しを検討させていただきました。

それから算出の根拠でありますけれども、平成26年度から28年度までの3年間の各委員の調査等にあたった出動時間が2,011時間ありました。これに特別職の職員で非常勤のものの日額

報酬額8,600円を8で割った1,075円を一時間当たりの単価といたしまして、これを掛けまして、これから算出した委員一人当たりの金額が4万8,000円余りとなります。これに毎月総会がございますから、毎月の総会、地域の巡視、相談業務のほかに各部会、研修等の出席もございますことから、日額報酬の1日分8,600円を加えて5万6,000円としたいということでございます。それから会長職につきましては、会務の総理のほか、会の代表といたしまして、町内外の会議等に出席することもございます。それから職務代理は会長の代理を務めるということでそれぞれ、会長につきましては、1万円、職務代理については5,000円を加えたいということでございます。

○議長(舘田賢治君) 10番・平川君。

○10番(平川昌昭君) 費用弁償と報酬額それぞれ会議等に出席するのは、別立てで算出されていると思うのですよね。例えば、この上げた率というのは何かうちの条例に基づいたとか、例えば他の監査委員とか教育委員会いろいろございますが、特にその農業委員会の今の算出ですと時間数で割ってそれを算出されたということで、私もここで農業委員会の新しい制度に伴って、強化された責務が大事になってくるということについては認識いたしますが、この会長職務というのは新しく設けた職務代理というのはまあ副会長的な役目、会長の職務代理ですから。設けた理由というのは仕事量、もしくは制度に伴って役割が多くなる、そういう観点なのかなと思って、その辺の違いは間違いないですか。

- ○議長(舘田賢治君) 農業委員会事務局長·相撲君。
- ○農委事務局長(相撲浩信君) 職務代理につきましてはこれまでも代理ということで設置されていたのですけれど、職務代理につきましては先ほども申し上げましたとおり会長が都合が悪いときに変わりに会議等に出席することもございます。ということで普通の委員さんよりも責任があるということもございまして、今回新たに職務代理として報酬額ということで提案させていただきました。
- ○議長(舘田賢治君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第35号は原案可決されました。

◎議案第36号

○議長(舘田賢治君) 日程第11。議案第36号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務課長・武山君。

○税務課長(武山正浩君)(登壇) 議案第36号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いた します。

本案につきましては、国民健康保険制度の相互扶助の趣旨にのっとり、国保加入者への医療費の歳出に応じた保険税の負担を求めるとともに、保険税の算定の基礎となる前年の総所得を基本に応能割の所得割及び資産割、応益割の被保険者均等割並びに世帯別平等割の割合をもって国民健康保険事業会計の健全化を図るものであり、平成29年度の国民健康保険事業に要する被保険者が負担をすべき保険税額について、税率の引き上げを行う必要が生じたことから、ご提案申し上げるものです。

今回の引き上げにつきましては、医療費推計からの必要額を確保する税率改正ではなく、 平成30年度から始まる都道府県化を見据えたものとしており、北海道の国民健康保険運営方 針(案)によれば、決算補てん等目的の法定外繰入等、赤字の解消が困難な市町村は段階的 な赤字の解消に取り組むこととし、税率を段階的に引き上げ、年次目標を6年以内とする、 としており、新たな制度への移行を見据えて、平成29年度から赤字の解消・削減に取り組む、 としていることから、本町においても1年前倒しで実施し、1年プラス6年の計7年で繰入 金の解消・削減に達することを目標に税率の改正を行いたいとするものです。

改正内容につきましては、医療費の推計から示された必要額に対し、現行税率で試算をした結果と比べ、不足額を確保するのではなく、平成22年度から平成28年度までの繰入金総額の平均が約7,000万円であり、その額を解消すべく7年間で税率を上げていくという考え方から、この額の7分の1、総額で1,000万円を確保する税率改正となっております。

医療分につきましては、現行税率による試算の結果、1億8,253万9,000円に対し改正後の税率での試算では1億9,169万9,000円となっていることから、その差額は916万円、後期分につきましては、現行税率による試算の結果7,766万5,000円に対し改正後の税率による試算では7,869万7,000円となることから、その差額は103万2,000円。

介護分につきましては、当分の間税率を据え置くこととしましたので、現行税率による試算の結果4,437万5,000円のままで、その差額は0円となり、差額合計1,019万2,000円について、被保険者の皆様に負担を求めたいとするもので、医療分については、所得割額を3.4%から3.95%に改め、資産割額については現行税率を据え置き、均等割額2万1,000円、平等割額2万5,000円をともに据え置き、後期分については、所得割額を2.3%から2.4%に改め、均等割額8,500円、平等割額9,000円をともに据え置き、介護分については、現行税率を据え置く

こととするものです。

なお、この税率改正は7年間で繰入金の解消を目的としていることから、次年度以降も同額の税率改正を行っていきたいとするものです。

なお、本案につきましては、5月26日開催の第11回標茶町国民健康保険運営協議会において、諮問し、原案による答申をいただいておりますことを申し添えます。

議案第36号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次のページをお開きください。

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

標茶町国民健康保険税条例(平成11年標茶町条例第33号)の一部を次のように改正する。 以下、内容につきましては、議案説明資料により行います。

議案説明資料の11ページ、議案第36号資料をお開きください。

改正項目1番、国民健康保険の被保険者に係る所得割額で、条項は条例第3条第1項、改正内容は、税率の改正で、基礎課税額分の所得割額の引き上げで、税率を100分の3.4から100分の3.95に引き上げるものです。

施行は公布の日、適用は平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものです。

改正項目2番、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額で、 条項は条例第6条、改正内容は、税率の改正で、後期高齢者支援金等課税額の所得割額の引 き上げで、税率を100分の2.3から100分の2.4に引き上げるものです。

施行及び適用につきましては、改正項目1番に同じであります。

議案の20ページをお開きください。

附則につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第36号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長(舘田賢治君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

4番・深見君。

- ○4番(深見 迪君) 激変緩和ということで7年間にわたってですね、国民健康保険税の引き上げにつながる税率改正を行っていくということなんですが、ちょっと説明願いたいのですけれど、次年度以降も同額の税率改正を行っていくということをおっしゃいましたが、例えば平成30年度はどういう税率になっていっているかというのは予測しているのですか。
- ○議長(舘田賢治君) 税務課長・武山君。
- ○税務課長(武山正浩君) お答えいたします。

これにつきましては、さきにご説明させていただきました全員協議会の中で、示した資料の中にございますが、今年度の税率改正によるものと平成30年から一応33年度までの引き上げに伴う調定額と増加額を示した表で、内容の部分は説明はしておりますが現状での試算結果ということでこの表は作成しておりますが、ほぼ同率で各年度積み上げていくというものを一応お示ししておりますので、考え方は今言ったように今年度の税率改正によるアップ分とほぼ同額を各年度で求めていきたいというふうに考えているものです。

○議長(舘田賢治君) ほかに質疑ございませんか。 9番・鈴木君。

○9番(鈴木裕美君) 全員協議会の中でもご説明いただきましてある程度の理解はするのですが、今の深見議員のご質問でも今年度のアップ分をしていく考え方でいるということなんですが、そういうときに来年度以降医療費の分ですね、その辺も加味された中でのアップ率なのか。それからさらに、7年間激変緩和をしていくということですが激変緩和をしたときの医療費分と言いますか、それらの試算というのはどのような…… ちょっと資料ではわからなかったので、すみません。

- ○議長(舘田賢治君) 税務課長・武山君。
- ○税務課長(武山正浩君) 医療費のアップ分とかの部分については住民課のほうになりますけれども、税率改正の考え方という部分でお答えしたいと思います。

議案の提案趣旨の中でもご説明はいたしましたが、毎年度の税率改正を求めている部分では、 医療費推計からの必要額ということで、この部分は各年度の医療費の増加額分等を加味した中 で今年度はいくら必要なので、税率改正について検討願いたいというのが住民課から今まで来 ている部分でした。

先ほど私が提案趣旨を説明した中では、今年度からはこのことによらず今まで保険税として 足りなかった部分、町からの法定外繰入をしていただいた額の過去の平均が7,000万円になっ たということで、これをまず解消するために35年度までを目指して段階的に引き上げたいとい う考えでの税率改正でございますので、この段階で年度年度で医療費による増加額分等を加味 しながら税率改正を考えるとこの額で済まなくなってしまうということですので、とりあえず 向かうところはそこに向かって、のちに標茶町の保険税がどの位置にいるのかということでま た道と協議がされるというか、今度その先を見ていかなきゃならないのかというふうに考えて いるところです。

全員協議会の中でもご説明いたしましたが、33年度、中間点で一度見直しもするということでございますので、その段階でうちがどのあたりに進んでいるかというのも見えてくると思いますので、またその段階で先が見えてくるというふうに考えております。

逐一ですね、情報等につきましては皆さんの方にご提示はして、この分についてはご理解を 得ながら進めていきたいと考えておりますので、現状ではこの繰入金の平均額7,000万をとり あえず解消するために段階的に引き上げていきたいという目標をもって進めていくという考え でございます。

- ○議長(舘田賢治君) 住民課長・松本君。
- ○住民課長(松本 修君) 税に対する影響の関係ですけれども、平成30年度から保険者が北海道になりまして、北海道道民税の被保険者全体で見ることになります。目標として、平成35年度までは、各市町村の保険料は50%、半分は算定に影響してきますけれども36年度からは、各市町村による医療費の影響というのは全道統一で見るので、各市町村それぞれ今までのように年によって、医療費の増減によって納付金が大きく変わるという制度にはならない制度になっております。
- ○議長(舘田賢治君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「議長、4番、深見」の声あり)

- ○議長(舘田賢治君) 討論がございますので、まず、本案に反対者の発言を許します。 4番・深見君。
- ○4番(深見 迪君) (登壇) 私は議案第36号、標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に反対の立場から討論を行います。

今回の条例の一部改正は、国民健康保険事業の都道府県化で保険者が市町村から北海道と市町村の共同運営により行われるものですが、端的に言えば保険税率の上昇がその内容であります。北海道の国保運営方針では、決算補てん等を目的とした法定外一般会計繰入等について、「解消・削減すべき赤字として段階的な解消に取り組む」とあります。つまり、高すぎる国民健康保険税を抑え、町民の負担を減らし、国保税の値上げを行わないできた町民の命と暮らしを守る本町の施策が国保の都道府県化により、段階的に実施しなくなるという提案であります。

具体的に言えば、今まで年平均7,000万円の一般会計の法定外の繰入れを7年間かけて段階的にやめるということです。このことにより、年約1,000万円の国保税の住民負担が7年間、毎年ふえ続けることになります。国保に加入している町民の約74%が300万円以下の所得階級です。29年度の税額では、所得階級250万から300万円以下の世帯で、年1万3,224円の値上げになります。所得階級ゼロ円の方でも年542円の値上げになります。この値上げ額は毎年上がり続けます。今でも厳しい生活の中で、命を守る最後のとりでである国保税が値上がりになることは許されないと考えます。

北海道は道議会の質問の中で法定外繰入は市町村の判断で行われるものと2月に答弁しています。法定外一般会計の繰入の解消に取り組むとしながら、依然として国保税の決定権は市町村にあると回答しています。本町では町の独自の施策により、一般会計からの法定外の繰入れ

を行ってきましたが、それでも27年度の決算では、徴収をあきらめた、いわゆる不納欠損額は約306万円、納期までに納められていない収入未済額は前年度まで入れると約5,700万円もあります。改善されたといえ、27年度の納入率は84.1%です。このような現状の中で国保税の税率を上げれば町民の生活は一層苦しくなり、収入未済額も増加すると考えます。国保事業が都道府県化されても、町が提案し、議会も認めてきた一般会計からの法定外繰入を行ってきた本町のいのちと暮らしを守る施策は変わらないと考えます。

よって、私は本議案に反対の意見を述べて討論といたします。 以上です。

○議長(舘田賢治君) 次に、本案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) なければ、これで討論を終わります。 これより議案第36号を採決いたします。

討論がありましたので、本案は起立により採決いたします。 議案第36号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(舘田賢治君) 起立多数であります。 よって、議案第36号は原案可決されました。

◎議案第37号

○議長(舘田賢治君) 日程第12。議案第37号を議題といたします。 本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長·牛崎君。

〇総務課長(牛崎康人君)(登壇) 議案第37号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が改正されたことに伴い、「標茶町個人情報保護条例」及び「標茶町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」について、所要の改正が必要になったものです。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書21ページ、それから説明資料は12ページが新旧対照表を記載しております。

議案第37号 標茶町個人情報保護条例及び標茶町行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町個人情報保護条例及び標茶町行政手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を 改正する条例を別紙のとおり制定するというものです。

次ページをお開きいただきたいと思います。

標茶町個人情報保護条例及び標茶町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を 改正する条例

第1条は、標茶町個人情報保護条例の一部改正です。

第1条 標茶町個人情報保護条例(平成17年標茶町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第23条第1項及び第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第33条第2項において同じ。)」を加えるというものです。

第2条第2号は情報提供等記録の定義でございまして、番号法第23条においては、特定個人情報に係る情報連携を行った際は、電子記録として保存することが定められておりますが、新たに規定されました番号法第26条では、条例において定めている独自利用事務においての準用規定が追加されたものであります。

次にまいります。

第33条第2項中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条8号に規定する条例 事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改めるというものです。

第33条の「個人情報の提供先等への通知」では、特定個人情報の訂正が決定された際の書面通知において、番号法第19条の特定個人情報の提供制限についての例外事項に第8号が追加されたことに伴い、独自利用事務に係る条例事務関係情報照会者若しくは提供者への通知が追加されたものであります。

次にまいります。

第34条第1項第1号中「第28条」を「第29条」に改めるというものです。

第34条第1項第1号中の改正は、番号法の引用条番号の繰り下げによるものです。

続いて、第2条は、標茶町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正です。

第2条 標茶町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年標茶町条例第38号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改めるというものです。

この条項につきましては、第1条及び第5条ともに番号法第19条第8号が新たに追加されたことによる号番号の繰り下げによるものであります。

附則といたしまして、

この条例は、公布の日から施行するいうものであります。

以上で、議案第37号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長(舘田賢治君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。 本案を原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(舘田賢治君) 起立多数であります。 よって、議案第37号は原案可決されました。

◎議案第38号ないし議案第40号

○議長(舘田賢治君) 日程第13。議案第38号、議案第39号、議案第40号を一括議題といた します。

本案の提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・髙橋君。

○企画財政課長(髙橋則義君)(登壇) 議案第38号の提案趣旨についてご説明いたします。本案につきましては、平成29年度一般会計補正予算(第1号)でありまして、国保会計への財政支援、町有施設整備、道路整備などに資するため歳入歳出それぞれ1億6,791万9,000円を追加し、総額を124億7,791万9,000円としたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、町有施設整備基金事業2,180万円、常盤1線道路改良事業1,450万円、常盤7号線道路改良事業1,235万円、標茶・中茶安別線道路改良事業729万4,000円、教員住宅建設事業1,950万円などを計上いたしました。

他会計への繰出金につきましては、国民健康保険事業特別会計へ4,000万円を追加したところであります。

歳入につきましては、国道支出金、地方交付税の計上などで収支のバランスを図ったところであります。

また、継続費で1件、地方債で1件の提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

平成29年度標茶町一般会計補正予算(第1号)

平成29年度標茶町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,791万9,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億7,791万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、内容については、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明を申し上げます。

12ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」は、ただいままの説明と重複しますので説明は省略とさせていただきます。

4ページをお開きください。

第2表 継続費補正

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名は標茶中茶安別線道路改良事業、補正前の総額1億550万円、年割額、29年度1,900万円、30年度8,650万円を補正後の総額1億3,890万円、年割額につきましては、29年度2,520万円、30年度1億1,370万円とするものでございます。

19ページをお開きください。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び 当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

4款衛生費、2項清掃費、事業名、標茶町一般廃棄物処理施設整備事業(最終処分場整備)、全体計画の計で申し上げます。年割額、補正前6億7,908万円。補正後も変更ありません。財源内訳につきましては、国道支出金、補正前2億16万6,000円を補正後2億16万3,000円とする。地方債につきましては、補正前4億7,880万円で補正後も変更ありません。一般財源、補正前11万4,000円を補正後11万7,000円とするものであります。当該年度支出予定額及び当該年度末までの支出予定額につきましては、補正前いずれも1億3,359万円を補正後1億3,318万円とするものです。翌年度以降支出予定額、補正前5億4,549万円を補正後5億4,590万円とする。継続費の総額に対する進捗率でありますが、補正前28年度19.7%、29年度80.3%、計100%を補正後、28年度19.6%、29年度80.4%、計100%とするものであります。

次に、8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名、標茶中茶安別線道路改良事業、補正前の年割額、1億550万円を補正後、1億3,890万円。財源内訳でありますが、国道支出金、補正前7,385万円を補正後9,723万円。地方債は、補正前3,160万円を補正後4,160万円とする。一般財源につきましては補正前5万円を補正後7万円とするものであります。当該年度支出予定額及び当該年度末までの支出予定額につきましては、補正前いずれも1,900万円、補正後いずれも2,520万円とするものであります。翌年度以降支出予定額につきましては、補正前8,650万円を、補正後1億1,370万円とする。継続費の総額に対する進捗率につきましては、補正前29年度18.0%、30年度82.0%、計100%を補正後29年度18.1%、30年度81.9%、計で100%とするものであります。

5ページにお戻りください。

第3表 地方債補正

起債の目的、1過疎対策事業、標茶中茶安別線道路改良220万円の追加。埋立処分場建設30万円の追加。教員住宅建設で1,000万円の追加。補正前の限度額13億4,320万円に1,250万円を追加し、補正後の限度額を13億5,570万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じであります。

合計では、補正前、限度額21億6,900万円を、補正後の限度額21億8,150万円とする。 20ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。合計で申し上げます。当該年度中起債見込額、補正前の額21億6,900万円、補正額1,250万円、補正後の額を21億8,150万円とする。当該年度末現在高見込額でありますが、補正前の額117億9,564万9,000円に、補正額1,250万円を追加し、補正後の額を118億814万9,000円とする。

以上で、議案第38号の内容説明を終わります。

○議長(舘田賢治君) 休憩いたします。

休憩 午前11時47分 再開 午後 1時00分

- ○議長(舘田賢治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 建設課長・狩野君。
- ○建設課長(狩野克則君) 午前中に行われました議会の中で、議案第30号並びに議案第31号の桜南町営住宅建替事業M-4号棟、M-5号棟の建築主体工事請負契約の議決の説明にあたりまして、答弁内容に誤りがございましたので訂正させていただきます。

平川議員から出されました質問についてでございます。答弁内容につきまして訂正させて いただきます。 質問の内容につきましては、町営住宅の建設工事、M-4号棟とM-5号棟のそれぞれの予定価格の内容についての説明でございました。求められた説明でございましたけれども、答えました内容につきましては、給排水工事の延長の差によるものということで私答えましたが、実際に工事の内容に給排水の工事が含まれておりませんでした。実際にですね起きました差異の内容につきましては、建物の構造的には全く同じという答弁に変わりございませんが、現地盤の高さに差異がございます。それによりまして復土工事、いわゆる掘削土量、盛土量、そういった部分での差異が発生しております。それによって発生しました予定価格の金額の差ということで、答弁のほうを変えさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長(舘田賢治君) 引き続き、議案の説明を続行いたします。 住民課長・松本君。

○住民課長(松本 修君)(登壇) 議案第39号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いた します。

本案は、平成29年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算(第1号)で、平成29年度国民健康保険税の基礎課税額を把握し、本年度分一般被保険者国民健康保険税を試算した結果、保険税が不足する結果となりましたが、国民健康保険事業の円滑な運営を図るため、不足額については一般会計からの繰入をするものです。

歳入歳出の補正の内訳は、歳入では、国民健康保険税の減額と一般会計からの繰入です。 また、特定健康診査無受診者対策、及び健康教育事業の実施に伴う歳入歳出の追加であります。

なお、本案につきましては、5月26日開催の標茶町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申をいただいておりますことを申し添えます。

以下、補正予算書に基づきご説明いたします。

別冊補正予算書をお開きください。1ページ目です。

平成29年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算(第1号)

平成29年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ384万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳 入歳出それぞれ13億9,089万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に基づき説明させていただきます。

8ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2ページへお戻りください。

2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」は、ただいままでの説明と重複いたします ので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案39号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第40号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、平成29年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)で、後期高齢者広域連合のシステムに誤りがあったことから、保険料の還付が生じたものです。

歳出の補正の内訳は、後期高齢者医療広域連合納付金の減額と保険料還付金の追加であります。

以下、別冊の補正予算書に基づきご説明いたします。

別冊補正予算書1ページをお開きください。

平成29年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

平成29年度標茶町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳出予算の補正)

歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、 「第1表 歳出予算補正」による。

以下、歳出予算補正事項別明細書に基づき説明いたします。

5ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2ページへお戻りください。

「第1表 歳出予算補正」は、ただ今までの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第40号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長(舘田賢治君) お諮りいたします。

ただいま議題となりました、議案第38号、議案第39号、議案第40号は直ちに議長を除く12 名で構成する「議案第38号・議案第39号・議案第40号審査特別委員会」を設置し、これに付 託の上、審査することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議案第38号、議案第39号、議案第40号は、議長を除く12名で構成する「議案第38号・議案第39号・議案第40号審査特別委員会」に付託し審査することに、 決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時10分 再開 午後 3時10分

○議長(舘田賢治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第41号ないし議案第56号

○議長(舘田賢治君) 日程第14。議案第41号から議案第56号を一括議題といたします。 本案について、提案趣旨の説明を求めます。

町長・池田君。

〇町長(池田裕二君)(登壇) 議案第41号から議案第56号までの提案趣旨の説明を申し上げます。

本案につきましては、農業委員会委員の選任についてであります。

農業委員会等に関する法律の改正により、従前の公選制が廃止され、農業委員は市町村長 の任命により選任することとなりました。

本町では、公募を行い、推薦又は公募により20名の方の応募があったことから標茶町農業委員候補者評価委員会に諮問し、答申の内容をもとに任命しようとするもので、平成29年7月19日をもって、任期満了となります農業委員会委員に次の方々を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

内容についても、議案第41号から議案第56号まで同様でありまして、議案書記載の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号第8条第1項)の規定によって、議会の同意を求めるというものであります。

議案第41号の委員につきましては、住所は川上郡標茶町字オソツベツ29番地120、氏名は髙橋政寿、生年月日は昭和36年1月25日、経歴等については以降も同様でありますけれども省略をさせていただきます。職業は酪農業であります。髙橋氏は地域の推薦を受け、また、認定農業者で現職の農業委員でもあります。

議案第42号の委員は、住所が川上郡標茶町字上オソツベツ原野基線19番地3、氏名は澁谷洋、生年月日は昭和30年1月17日、職業は法人役員であります。澁谷氏はみずからの応募であり、また、認定農業者で現職の農業委員でもあります。

議案第43号の委員は、住所が川上郡標茶町字阿歴内原野南5線164番地2、氏名は佐瀬日出 夫、生年月日は昭和24年9月29日、職業は酪農業であります。佐瀬氏は個人の推薦を受け、 また、認定農業者で現職の農業委員でもあります。

議案第44号の委員は、住所が川上郡標茶町字上チャンベツ原野東2線東23番地16、氏名は甲斐やす子、生年月日は昭和25年9月2日、職業は酪農業であります。甲斐氏はみずからの応募であり、また、認定農業者で現職の農業委員でもあります。

議案第45号の委員は、住所が川上郡標茶町字虹別原野408番地5、氏名は笛木眞一、生年月日は昭和25年4月22日、職業は畜産業であります。笛木氏は地域の推薦を受け、また、現職の農業委員でもあります。

議案第46号の委員は、住所が川上郡標茶町字熊牛原野17線東9番地9、氏名は渡邊裕義、 生年月日は昭和24年10月5日、職業は畜産業であります。渡邊氏は地域の推薦を受けており ます。

議案第47号の委員は、住所が川上郡標茶町字熊牛原野12線西5番地2、氏名は森田享子、 生年月日は昭和31年10月30日、職業は酪農業であります。森田氏は地域の推薦を受けており ます。

議案第48号の委員は、住所が川上郡標茶町字オソツベツ442番地、氏名は嶋中 勝、生年月日は昭和36年11月4日、職業は酪農業であります。嶋中氏は地域の推薦を受け、また、認定農業者で現職の農業委員でもあります。

議案第49号の委員は、住所が川上郡標茶町字熊牛原野15線東38番地8、氏名は大泉義明、 生年月日は昭和43年3月10日、職業は農業へルパー会社の役員であります。大泉氏は地域の 推薦を受け、また、現職の農業委員でもあります。

議案第50号の委員は、住所が川上郡標茶町字阿歴内79番地15、氏名は津野 斉、生年月日は昭和30年8月24日、職業は法人役員であります。津野氏は地域の推薦を受けております。

議案第51号の委員は、住所が川上郡標茶町字西標茶25番地4、氏名は平間 清、生年月日は昭和34年2月26日、職業は法人会社員であります。平間氏は地域の推薦を受け、また、認定農業者でもあります。

議案第52号の委員は、住所が川上郡標茶町字雷別19番地3、氏名は類瀬正幸、生年月日は昭和56年2月20日、職業は酪農業であります。類瀬氏はみずからの応募であり、また、認定農業者でもあります。

議案第53号の委員は、住所が川上郡標茶町字オソツベツ535番地17、氏名は高松俊男、生年月日は昭和33年1月25日、職業は酪農業であります。高松氏は地域の推薦を受け、また、認定農業者であり現職の農業委員でもあります。

議案第54号の委員は、住所が川上郡標茶町開運6丁目27番地、氏名は髙原文男、生年月日は昭和28年12月23日、職業は無職であります。髙原氏は個人の推薦を受けております。

議案第55号の委員は、住所が川上郡標茶町開運2丁目47番地3、氏名は熊谷英二、生年月日は昭和29年2月20日、職業は嘱託社員でございます。熊谷氏はみずからの応募であり、また、現職の農業委員でもあります。

議案第56号の委員は、住所が川上郡標茶町字塘路原野北7線49番地44、氏名は橘 澄子、 生年月日は昭和32年3月2日、職業は自営業でございます。橘氏はみずからの応募であり、 また、現職の農業委員でもあります。

以上、16名の方々についてご審議をいただきたく、ぜひご同意を賜りますようお願いを申

し上げます。

○議長(舘田賢治君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決をいたします。

議案16案は起立により一括で採決をいたします。

議案第41号から議案第56号まで同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(舘田賢治君) 起立全員であります。

よって、議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、 議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、 議案第54号、議案第55号、議案第56号は原案同意されました。

◎議員提案第1号

○議長(舘田賢治君) 日程第15。議員提案第1号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

5番・黒沼君。

○5番(黒沼俊幸君)(登壇) 議員提案第1号。標茶町議会広報調査特別委員会の設置について、その提案趣旨をご説明申し上げます。

議会広報、標茶議会だよりは、平成4年5月に創刊して以来、発行数は106号を超え議会の情報公開に大きな役割を果たしてきました。平成12年6月には議会単独で情報公開条例を制定し、開かれた議会を目指しております。議会が町民に理解され、支持される活動を展開するためには議会情報の公開を積極的にとり進め透明性を高めることがますます重要となってきていることから、その中心となる議会広報を発行するために、標茶町議会広報調査特別委員会の設置を全議員の総意として提案いたします。

以下、内容についてご説明いたします。

標茶町議会広報調査特別委員会の設置について

本議会は標茶町議会委員会条例第5条の規定により、議会広報発行に関する事項調査のため、「標茶町議会広報調査特別委員会」を設置する。

1. 設置の期間

本案議決の日から調査終了の日まで。

2. 構成及び調査の方法

6名をもって構成する特別委員会を設置し、閉会中の継続調査とする。

以上です。

○議長(舘田賢治君) お諮りいたします。

議題となりました議員提案については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議員提案については質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議員提案第1号は原案可決されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました標茶町議会広報調査特別委員会の委員の選任については、委員会 条例第7条第4項の規定により、

2番・後藤君、3番・熊谷君、8番・渡邊君、9番・鈴木君、10番・平川君、11番・本多君。の以上6名を指名いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6名を標茶町議会広報調査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本調査特別委員会は、調査が終了するまで閉会中の継続調査といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、調査が終了するまで閉会中の継続調査と決定いたしました。

◎意見書案第8号

○議長(舘田賢治君) 日程第16。意見書案第8号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の 省略をいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第8号を採決いたします。

意見書案を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第8号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(舘田賢治君) 起立少数であります。

よって、意見書案第8号は原案否決されました。

◎意見書案第9号

○議長(舘田賢治君) 日程第17。意見書案第9号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の 省略をいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第9号を採決いたします。

意見書案を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第9号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(舘田賢治君) 起立少数であります。

よって、意見書案第9号は原案否決されました。

◎意見書案第10号

○議長(舘田賢治君) 日程第18。意見書案第10号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の 省略をいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第10号を採決いたします。

意見書案を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。 意見書案第10号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(舘田賢治君) 起立少数であります。

よって、意見書案第10号は原案否決されました。

◎意見書案第11号

○議長(舘田賢治君) 日程第19。意見書案第11号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の 省略をいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第11号を採決いたします。

意見書案を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。 意見書案第11号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(舘田賢治君) 起立少数であります。

よって、意見書案第11号は原案否決されました。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長(舘田賢治君) 日程第20。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中の継続調査として、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

◎議員派遣について

○議長(舘田賢治君) 日程第21。議員派遣を議題といたします。

お諮りいたします。

平成29年7月3日の幕別町及び5日の帯広市の先進事例視察研修、7月4日に札幌市で開催される北海道町村議会議長会主催の町村議会議員研修会に、全議員を派遣することにいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、会議規則第125条の規定により、議員を派遣することに決定いたしました。 休憩いたします。

> 休憩 午後 3時30分 再開 午後 3時32分

○議長(舘田賢治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長(舘田賢治君) ただいま、議案第38号・議案第39号・議案第40号審査特別委員会委員 長から、審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第38号・議案第39号・議案第40号を日程に追加し直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議案第38号ないし議案第40号

○議長(舘田賢治君) 議案第38号・議案第39号・議案第40号を議題といたします。 お諮りいたします。

本案に関し、付託いたしました議案第38号・議案第39号・議案第40号審査特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと、認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。 これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第38号・議案第39号・議案第40号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長(舘田賢治君) お諮りいたします。

本定例会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

会議規則第6条の規定により、本日で閉会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

したがって本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(舘田賢治君) 以上をもって、平成29年標茶町議会第2回定例会を閉会いたします。

(午後 3時35分閉会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 舘田賢治

署名議員 9番 鈴木 裕美

署名議員 10番 平川昌昭

署名議員 11番 本 多 耕 平